南部グラウンド改修工事

図面番号	図　面　名　称	図面番号	図　面　名　称	図面番号	図　面　名　称
【建築】		【電気】		【機械】	
A-01	建築工事特記仕様書-1	E-01	電気設備工事特記仕様書-1	M-01	機械設備工事特記仕様書
A-02	建築工事特記仕様書-2	E-02	電気設備工事特記仕様書-2	M-02	現況　広域配置図（衛生設備）
A-03	建築工事特記仕様書-3	E-03	電気設備工事特記仕様書-3	M-03	現況　配置図（衛生設備）
A-04	建築工事特記仕様書-4	E-04	分電盤結線図，改修　部分配置図・凡例	M-04	改修　配置図（衛生設備）
A-05	解体工事特記仕様書・工事工程計画表				
A-06	現況　広域配置図・案内図				
A-07	現況　配置図				
A-08	改修　配置図				
A-09	改修　敷地造成計画図				
A-10	現況　バックネット・ダッグアウト・トンボ掛け図				
A-11	現況　トイレ図				
A-12	改修　バッグネット・ファウルポール詳細図				
A-13	改修　ダッグアウト・トンボ掛け詳細図				
A-14	改修　雑詳細図				
A-15	改修　ユニットトイレ詳細図-1				
A-16	改修　ユニットトイレ詳細図-2				
A-17	改修　求積図				

Ａ２版　　全 25 枚

建築工事特記仕様書　No.1/4

Ⅰ　工　事　概　要

1．工事名称　南部グラウンド改修工事
2．工事場所　高山市石浦町地内
3．用途地域　第二種中高層住居専用地域
4．防火地域　・防火地域　・準防火地域　⊙指定なし　・
5．工事種別　⊙新　築　・増　築　⊙改　修　・耐震改修　・
6．敷地面積
7．建物概要
　1）構　造
　2）面　積　建築面積 ： 24.46 ㎡　延べ面積 ： 24.46 ㎡

	床面積	建築面積	:
トイレ	5.26	5.26	:
ダッグアウト(一塁側)	9.60	9.60	:
ダッグアウト(三塁側)	9.60	9.60	:
合計	24.46	24.46	:

　3）工事内容

8．別途工事　・電気設備工事　・給排水衛生設備工事　・空気調和設備工事　・ガス設備工事
　・カーテン取付工事　・植栽工事　・外構工事
　・

※本工事の工期は設備工事の工期と工事検査期間としての14日を含んでいる。
※契約締結後 14 日以内に実施工程表を提出する。

9．消防法に基づく防火対象物　消防法施行令別表一　（　　）項

Ⅱ 建 築 工 事 仕 様

1. 共通仕様
　(1) この特記仕様書、図面及び現場説明書（質疑応答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（最新版）{以下「標仕」という}、公共建築改修工事標準仕様書（最新版）{以下「改標仕」という}、公共建築木造工事標準仕様書（最新版）による。
　電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、電気設備改修工事及び機械設備改修工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
　(2) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は次による。
　　1) 質疑回答書
　　2) 現場説明書
　　3) 特記仕様書
　　4) 標準特記仕様書（添付された場合に限る）
　　5) 図面
　　6) 標仕
　　7) 改標仕
2. 特記仕様
　(1) 項目は、番号に◯ 印の付いたものを適用する。
　(2) 特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
　　⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　　⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
　(3) 特記事項に記載の（　　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　(4) 特記事項に記載の（別　　）は（5.3.7）による別図「各部配筋」の当該項目を示す。
　(5) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。
　(6) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。

章	項		特　記　事　項
① 一般共通事項	①	適用基準等	⊙建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修　最新版） ⊙工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ⊙建築物解体工事共通仕様書、同解説（最新版）
	②	工事実績データ作成	工事実績データの作成、登録　（請負金額500万円以上の場合をいう）受注時又は変更時において、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム（(財)日本建設情報総合センター）に基づき、受注、変更、完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が１０日に満たない場合は変更時の提出を省略できる。
	③	概成工事	・総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね10日前までに支障のない状況まで完了していること。
	④	品質計画	・建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。　(1.2.2) ※風速（Vo＝　30　） ※地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ） ⊙積雪区分　建告示第1455号　別表（二十六）1.2m　(1.2.2)
	⑤	施工計画書 施工図等	※次に該当する工事の施工計画書、施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 ⊙仮設工事　・鉄骨ﾌﾞﾚｰｽ工事　・増設RC壁設置工事　・柱打増し工事　・ｽﾘｯﾄ設置工事　・撤去工事 ⊙土工事　⊙地業工事(地盤改良含む)　⊙鉄筋工事　⊙ｺﾝｸﾘｰﾄ工事　・鉄骨工事　・ALCﾊﾟﾈﾙ工事 ・防水工事　⊙石､ﾀｲﾙ､左官工事　・木工事　・屋根及びとい工事　・金属工事　・建具工事　・塗装工事 ・内外装工事　⊙ﾕﾆｯﾄ工事　・外構工事　⊙解体工事　・耐震工事　・ｱｽﾍﾞｽﾄ処理 ⊙その他監督員の指示するもの
	⑥	施工管理技術者	※　適用する　　・　適用しない　(1.3.2)
	⑦	電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。　(1.3.3)
	⑧	条件明示項目	⊙要　　・不要　(1.3.5)

章	項		特　記　事　項
① 一般共通事項	⑨	施工中の安全確保及び環境保全	※次の工種の工事を施工する場合は、工事車両の通行する各所に保安員を配置して　(1.3.7) 通行者の安全確保を図る。 ・仮設工事　・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事　・鉄骨工事 ⊙主要資材の搬入搬出が頻繁に行われる時　⊙その他必要と認められる時
	⑩	発生材の処理等	産業廃棄物の適正処理について 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現場確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分場に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。 ※引き渡しを要するもの　（・金属類　・ＰＣＢ含有物　　） ⊙特別管理産業廃棄物　（※廃石綿　　） ・現場にて再利用を図るもの（　　） ・再生資材の活用を図るもの　（　　） ・アスベスト成型板としての処理を要するもの ※解体特記による ・ＰＣＢ含有シーリング材の分析調査 ・第一次調査 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否の判定を行う 採取箇所数（計　　箇所） 採取場所　（※図示　　） ・第二次調査 専門分析機関にてＰＣＢ含有の分析を行う 分析個数　（計　　個） ・除去処理工事 撤去工法　「標準施工要領書(日本シーリング工業共同組合連合会/日本日本シーリング材工業会）」による。 除去範囲　（※図示　・　　） ※建設副産物情報交換システム 本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。監督員への報告（提出）はシステムにより作成した｛再資源利用計画書（実施書）｝及び｛再資源利用促進計画書（実施書）｝により行うものとする。 本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。 ※特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法第104条　以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、その規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずるものとする。 また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等完了した年月日、再資源化をしたしせつの名称及び所在地、再資源化に要した費用を書面にて監督職員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式１｛再生資源利用計画書（実施書）｝及び様式２｛再生資源利用促進計画書（実施書）｝を兼ねるものとする。 本工事が、「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。
	⑪	既存部分への措置	工事の施工に伴い、既存築造物部分、工事目的物の施工済み部分等に汚染又は損傷を与えた場合は、請負者の責任において構造及び仕上げを原型に復旧する。
	12	材料の品質等	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ及びＪＡＳマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 仕様資材（木材）について 本工事において使用する木材は、岐阜証明材推進制度実施要領（平成19年1月24日付県流第463号林政部長通知。以下「要領」という。）第12条により証明された木材を使用すること。 ただし、岐阜証明材推進制度による証明運用開始（平成19年4月1日）前に出荷等されている木材で、岐阜県産材認証制度要綱（平成13年8月1日森第351号農山村整備局長通知。平成19年3月31日付で廃止。）第８条による認証を受けたものについては、要領第１２条により証明されたものとみなす。 木材は高山市産材（県産材）を使用すること。 本工事において、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は、高山市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は高山市内での生産品（高山市内での生産のないものにあっては、岐阜県産）を選定するよう努めること。 室内に使用する合板、接着剤等は揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の放出量の少ない材料とし、監督員の承諾を受けること。
	⑬	環境への配慮	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

章	項		特　記　事　項
① 一般共通事項			５）１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥｏ規格品 ④旧ＪＡＳのＦｃｏ規格品
	⑭	特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	⑮	技能士	適用工事種別 ／ 技能検定の職種　(1.5.2) 仮設工事 ／ ⊙とび作業 鉄筋工事 ／ ⊙鉄筋施工（鉄筋組立て作業） コンクリート工事 ／ ⊙型枠施工 鉄骨工事 ／ ・とび　・ガス溶接作業　・組立 ブロック・ALCパネル工事 ／ ・ブロック建築　・ALCパネル施工 防水工事 ／ ・アスファルト防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業 石工事 ／ ・石材施工（石張り施工） タイル工事 ／ ・タイル張り 木工事 ／ ・建築大工 屋根及びとい工事 ／ ・建築板金（内外装板金作業） 金属工事 ／ ・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） 左官工事 ／ ⊙左官 建具工事 ／ ・サッシ施工　・ガラス施工　・自動ドア施工 カーテンウォール工事 ／ ・カーテンウォール施工　・サッシ施工　・ガラス施工 塗装工事 ／ ・塗装（建築塗装作業） 内装工事 ／ ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業　・表装（壁装作業） 植栽工事 ／ ・造園
	⑯	施工の検査等	監督員の指示による　(1.5.5)
	⑰	施工の立会等	監督員の指示による　(1.5.7)
	18	施工調査	※施工計画調査 本工事当該部位及び関連部位について既存施設(埋設配管等を含む)について事前調査、情報収集を行う。 ・埋設配管の試掘　※行わない　・行う（範囲、復旧方法　・図示　・　） ・外壁改修施工数量調査 調査範囲　・全面　・図示 調査項目　・ひび割れ部 （幅0.2mm未満、0.2～0.3mm未満、0.3～0.5mm未満、0.5～1.0mm未満、1.0mm以上） ・はがれ及び剥落部、浮き部 ・シーリング剥離等 ・ 調査方法　目視及びミリスケール等 足場　※「２章仮設工事１足場」による ・防水改修施工数量調査 調査範囲　・全面　・図示 調査項目　・図示 調査方法　・図示 報告書　監督員に３部提出する（立面図等に記載、必要に応じ写真を添付） 調査業者　外壁、防水については、使用予定材料メーカーの指定する施工業者とする。

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	建築工事特記仕様書-1		
縮　尺	—	番　号	25 枚の内　A-01 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

建築工事特記仕様書　No.2/4

章	項		特　記　事　項
①一般共通事項	19	化学物質の濃度測定	下記化学物質について厚生労働省の指針値以下であることを指定検査センターにて検査確認し、工期内に報告すること。 又、濃度が基準値以上だった場合は、請負業者が直ちに原因を特定し汚染源の除去を行い再度検査確認をする。除去及び再検査に要した費用は全て請負者の負担とする。

測定対象化学物質	厚労省の指針値(25℃の場合)
ホルムアルデヒド	100μg/m3（0.08ppm）以下
トルエン	260μg/m3（0.07ppm）以下
キシレン	200μg/m3（0.05ppm）以下
パラジクロロベンゼン	240μg/m3（0.04ppm）以下
スチレン	220μg/m3（0.05ppm）以下
エチルベンゼン	3800μg/m3（0.88ppm）以下

検査確認場所

測定箇所数　・図示

測定回数　　・着工前　※着工後　１回以上
測定方法　※パッシブ採取による蒸気拡散式分析法　・厚生労働省の標準法
換気　測定対象室を３０分間換気した後、すべて窓及び扉を５時間閉鎖する。
　　ただし、造り付け家具、押入れ等の扉は開放したままとする。
測定　測定は、次のイからロによる。
　イ）測定は、「閉鎖」の状態のままで行う。
　ロ）測定時間は、原則として２４時間とする。但し２４時間測定が行えない場合は、８時間測定（１０時３０分～１８時３０分）とする。
　測定位置は、室中央付近の床から１．２ｍ～１．５ｍの高さとする。

	26	完成時の提出書類	⊙高山市ホームページに指定する。 ⊙完成図（施工図、施工計画書を除く）　※新規に作成　・既存完成図を修正 記載内容について、監督職員と協議する。 完成図ＣＡＤデータ（ＣＤ－Ｒ） ⊙保全に関する資料（提出部数　※２部　・各　部） ⊙施工図 本工事に係る施工図の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。 提出部数は、施工図の原図及びその陽画複写図（１部）とする。ただし、製作図で原図として提出ができないものは、原図にかわるものとしてよい。
	21	完成写真	下記のものを監督員に提出する。ただし、原板は撮影業者の保管とする。

分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原板の大きさ（mm）
⊙カラー　※キャビネ版 ※べた焼	外部（　）内部（　）	※2　・6	※100×125以上 ・
（他に外観正面1カットのみ5枚（カラーキャビネ版）提出）			
※カラー半切木製パネル 324×400（mm）	外部（　）内部（各室②） その他監督職員の指示による	※ 2	
⊙電子データ	外部（　）内部（　）	※ 2	※200万画素以上 ※300dpi以上

100×125以上の原板を使う場合は、監督職員にあらかじめべた焼を提出し確認を受ける。
電子データは、RGB（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD-Rにて提出とする。
撮影業者　※監督員の承諾する撮影業者（ただし、建築完成写真撮影の実績のある業者とする。）

	22	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受ける。
	23	設計ＧＬ	※図示　　・設計ＧＬ＝現状ＧＬ
	24	工事写真	・「営繕工事電子納品要領（令和３年改訂版）」による。
②仮設工事	1	工事現場仮囲い	現場仮囲い　　・ナイロンロープ張り　・木製仮囲い　・鋼製仮囲い　・しない
	②	監督員事務所 (2.3.1)	監督員事務所の概要 ・設ける（　　㎡程度）　　⊙設けない ・備品等（　・冷房　・暖房　・冷暖房　・机、椅子　・WiFi通信　・　　）
	③	受注者事務所等	受注者事務所等　⊙敷地内へ建てることができる。　・できない
	④	工事用水 (2.3.1)	構内既存の施設　⊙有償で利用できる　・無償で利用できる　・利用できない （副メーター設置等）
	⑤	工事用電力	構内既存の施設　・有償で利用できる　・無償で利用できる　⊙利用できない
	⑥	引渡しまでの 光熱水費	光熱水費　・本引込みより引渡しまでの基本料金　※受注者負担　・別途 ・本引込みより引渡しまでの使用料金　※受注者負担　・別途
	⑦	安全対策	工事中は施設利用者の安全確保に努め，仮囲い等の適切な措置を図る。 敷地内の工作物は必要に応じて養生を行い，被害を及ぼした場合は受注者の責任にて復旧する。
	8	足場その他 (2.2.4)	※枠組足場を設ける場合は，「「手すり先行工法に関するガイドライン」について　」（厚生労働省平成21年 4月）の手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし，足場の組立，解体，変更の作業は，「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(２)手すり据置方式又は(３)手すり先行専用足場方式により行う。
	⑨	現況確認	工事の着手に先立ち，関係者立会いのうえ図面に基づいて敷地や周辺の状況及び高低差などを確認する。
	⑩	工事現場の表示 (2.3.1)	現場の見えやすい位置に，監督員が指示する次の表示板（900mm×600mm以上）を設置する。 ※工事名称，発注者等を示す表示板　　・工事概要等の説明看板

章	項		特　記　事　項
③土工事	①	埋戻し及び盛土 (3.2.3) (表 3.2.1)	種　　別　　・Ａ　種　　※Ｂ　種　　・Ｃ　種　　・Ｄ　種 ・リサイクルプラントが販売する処理土 Ｄ種の場合は必要に応じて「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により、監督員と協議の上、六価クロム溶出試験を行う。
	②	建設発生土の処理 (3.2.5)	※構外搬出適切処理（再資源化処理施設へ搬入する）　⊙構内盛土、既存ＷＣ跡へ埋め戻し ⊙構内指示の場所に堆積　（グラウンド赤土が対象）　・構外指示の場所に処分
	3	建設発生土処分先 (3.2.5)	※当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所　関係法令等に従い，適切に処理する公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出先は，処分状況が確認できるよう，写真撮影を行うとともに，計量伝票等を報告書にまとめ監督員に提出する。 ・残土を場外処分する場合は、監督員と協議の上指定処分場に搬出すること
④地業工事	①	基礎	基礎の種類　・ベタ基礎　・布基礎　・独立基礎　・構造設計標準仕様書 4章 (1)直接基礎による ※直接基礎（ ⊙地盤改良（ ⊙表層改良　・鋼管改良　・柱状改良　・　　）） 支持地盤の位置及び種類（ラップルコンクリートの底面位置含む） ※構造図による ⊙地盤改良工事はSW試験を実施し監督員へ報告協議の上、要否を含め決定する 支持地盤の設計地耐力　50 KN／㎡ ・杭基礎　　・構造設計標準仕様書 4章 (2)杭基礎による 支持地盤の位置及び種類（基礎ぐいの先端位置含む） ※構造図による（試験杭位置含む）
	2	試験及び報告書 (4.2.2～4.2.4)	試験杭　位置，本数及び寸法　・最初の１本　・図示による 杭の載荷試験　※行わない　・図示による 地盤の載荷試験　※行わない　・図示による
	3	既製コンクリート (4.3.2)(4.3.6)	設計支持力　KN／本（φ　　） 杭地業 支持力の算定方法　※平成１３年国土交通省告示第１１１３号による。 支持地盤の位置及び種類　※図示による　・ 杭の水平方向への位置ずれの精度　※図示による　・

杭の種類の記号	・ＰＨＣ杭		
杭の種類	遠心力高強度プレスト レストコンクリート杭		
規格・材質など	・JIS規格品　・評価品 ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種		
長さ（m）			
断面寸法（mm）			
長期設計支持力(KN／本)			
継手 工法	・なし　・あり（　箇所） ・アーク溶接　・無溶接継手（　　）		
先端部形式及び形状	・開放形　・閉そく平たん形		

(4.3.7)	杭頭の処理　※行わない　・行う	
(4.3.4)	工法 ・セメントミルク工法 支持地盤への掘削深さ　m　根入れ深さ　m	
(4.3.5)	・特定埋込杭工法　定められた条件に基づく責任施工とする。 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・回転根固め工法	
4	場所打ち コンクリート杭地業 (4.5.1)(4.5.2) (4.5.4)	施工管理技術者　※適用する　・ 工法　・アースドリル工法　・リバース工法 ・オールケーシング工法　・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・拡底杭工法　・
	鉄筋（4.5.3）	鉄筋の種別　※５章「鉄筋工事」による。 帯　筋　※図示による　・ 最小かぶり厚さ　・100 mm　・125 mm　・　mm
	コンクリート (表4.5.1)	設計基準強度　N／mm² コンクリートの種別　・Ａ　種　・Ｂ　種 構造体強度補正値(S)　※図示による　・３N／mm² 孔壁の超音波測定　・適用する　・適用しない
	孔壁の測定	
⑤	砂利及び砂地業 (4.6.3)(4.6.2)	厚さ（mm）　※60　⊙100　・ 50　・構造設計標準仕様書 4章 (4)各部の地業による 材料　・直接基礎　※切込砂利又は切込砕石 ・その他　※再生クラッシャラン ・構造設計標準仕様書 4章 (4)各部の地業による
⑥	捨コンクリート地業 (4.6.4)	厚さ（mm）　※50　・30　・　・構造設計標準仕様書 4章 (4)各部の地業による
7	床下防湿層 (4.6.5)	材料 ・ポリエチレンフィルム　厚さ（mm）　※0.15 mm　・
8	断熱材	断熱材 ※ 19章「内装工事」９項「断熱材」による。
⑤鉄筋工事	①	鉄筋の種別 (表5.2.1)	※JIS G 3112 のJIS表示認証製品 鉄筋の種別　⊙下記表による　・構造設計標準仕様書 2章 (3)鉄筋の表による

類　別	種　別	径　(mm)
異形鉄筋	⊙ SD295	Ｄ16以下
	・ SD345	
丸鋼	・ SR235	

②	溶接金網 (5.2.2)	※JIS G 3551 のJIS表示認証製品 溶接金網　⊙下記による　・構造設計標準仕様書 2章 (3)鉄筋の表による 網目の形状，寸法及び径（mm）　⊙ 150x150x4 施工場所（　　）

章	項		特　記　事　項
⑤鉄筋工事	3	柱・梁の鉄筋の継手 (5.3.4)	鉄筋の継手　・構造設計標準仕様書 2章 (3)鉄筋の表による ・ガス圧接（SD295Aは不可）　・重ね継手　・機械式継手　・溶接継手 継手位置　※鉄筋工事仕様書による。　・各部配筋参考図　・
	4	梁貫通孔補強	貫通孔補強　※鉄筋工事仕様書による。　・各部配筋参考図　・
	5	圧接完了後の検査 (5.4.9)	検査方法　※超音波深傷試験　・引張試験
	6	柱の帯筋	柱の帯筋　・構造設計標準仕様書 5章 (2)柱の帯筋(HOOP)の加工方法による ・組み立ての形はＳＰ形とする。（鉄筋工事仕様書による） ・Ｈ型（タガ型）　・Ｗ型（溶接型　・Ⅰ形　・Ⅱ形　・Ⅲ形）　・丸形 ・
⑥コンクリート工事	①	コンクリートの強度 (6.2.2)(6.2.4) (表6.2.2)	コンクリート　⊙下記による　・構造設計標準仕様書 2章 (1)コンクリートの表による ※普通コンクリート

設計基準強度 Fc（N／mm²）	スランプ (cm)	適　用　箇　所
※　21	18	基礎・躯体
・　21	15	

(6.10.1～6.10.4)　※軽量コンクリート

設計基準強度 Fc（N／mm²）	種類	スランプ (cm)	適　用　箇　所
	・１種　・２種		

※構造体コンクリートの強度は，材令91日において設計基準強度以上とする。
※屋根床版のスランプは 15 cmとする。

	②	コンクリートの類別 (6.2.1)(表6.2.1)	※ Ⅰ 類　・ Ⅱ 類
	③	水セメント比 (6.3.2)	※最大値は65%とする（低熱ポルトランドセメント及び混合セメントＢ種の場合は60%）
	④	コンクリート 中の塩化物量 (6.3.2)	※0.30kg／m³以下
	⑤	コンクリート のアルカリ総量 (6.5.4)	・アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し， コンクリート中の総アルカリ量を 3.0 kg／m³ 以下とする。
	⑥	コンクリート の仕上り (6.2.5)(表6.2.3) (6.9.6)	打放し仕上げの種別 ※合板せき板を使用する場合

種　別	せき板の種類	表面・せき板の程度	適　用　箇　所
・ Ａ種	ＪＡＳ（表面加工品）	表6.2.4	※ 図示　・
※ Ｂ種	ＪＡＳ　Ｂ－Ｃ	表6.2.4	・
・ Ｃ種	ＪＡＳ　Ｂ－Ｃ	表6.2.4	・

⑦	コンクリートの材料 (6.3.1)	セメント　⊗普通ポルトランドセメント　・混合セメントA種 混和材料　※ＡＥ剤，ＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤（ＪＩＳ Ａ6204） ※フライアッシュ（ＪＩＳ Ａ6201）Ⅰ種，Ⅱ種若しくはⅣ種 ※高炉スラグ微粉末（ＪＩＳ　A6206） ※シリカフューム（ＪＩＳ　A6207）又は膨張材（ＪＩＳ　A6202）
⑧	コンクリート 製造工場の選定 (6.4.1)	※コンクリート製造工場の選定は，監督員の承諾を受ける。
⑨	強度 (6.3.2)(表6.3.2)	構造体強度補正値　S（N／mm²）

		4～10月	11月			12月			1月			2月			3月		
		全て	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
セメント	地域																
普通ポルトランドセメント	一般地域	3.0	6.0												3.0		
早強ポルトランドセメント	北部地域	3.0				6.0						3.0					
	その他	3.0							6.0			3.0					

・一般地域：
・北部地域：
・その他　：
⊙飛騨地域基準による

10	暑中コンクリート (6.12.1～6.12.4)	※日平均気温の平年値が25度を超える期間にコンクリートを打ち込む場合 構造体強度補正値　S（N／mm²）　6.0　N／mm²
11	寒中コンクリート (6.11.1～6.11.6)	適用期間（　　）

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	建築工事特記仕様書-2		
縮　尺	—	番 号	25 枚の内　A-02 号
設計年月日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　山　市

建築工事特記仕様書　No.3/4

章	項	特記事項

⑥ コンクリート工事

⑫ コンクリートの強度試験 (6.9.1～6.9.5)

※「建築標準仕様書」表 6.9.2　による。

⑬ 外部に面するコンクリート打放し仕上

※打増厚さ（mm）　※20　⊙図示による

⑭ 型枠のせき板 (6.8.3)

せき板の材料　※合板（12mm）　・合板（15mm）　・
・床型枠用鋼製デッキプレート　（　実績等の資料を提出　）
・メッシュ型枠　（　25mm以下かつ熱抵抗値 1mh℃／Kcal以上　）
・断熱材兼用型枠　（　）
・ＭＣＲ工法用シート（　気泡発泡ポリエチレンシート　）

15 マスコンクリート (6.13.2)

セメントの種類　（　）
適用箇所　（　）

16 水密コンクリート

水セメント比（　／wt）	スランプ（cm）	適用箇所
※　50　・	※　15　・	

17 打継部

止水板　止水ゴムの製造所　（　）
適用箇所　（　）
打継ぎ目地　※図示　・幅２０mm以上　深さ１０mm以上　・

18 無筋コンクリート (6.14.1～6.14.3)

適用箇所　・図示　※「建築標準仕様書」 6.14.1 による
粗骨材の最大寸法（捨コンクリート及び防水保護コンクリートの場合）　※25mm　・
コンクリートの品質

種類	設計基準強度 Fc（N／mm²）	スランプ（cm）	適用箇所
普通コンクリート	18	・15　・18	・捨コン　・配管埋設用コンクリート
		・　・	

19 流動化コンクリート (6.15.1～6.15.3)

・適用　（　）

⑦ 左官工事

① モルタル塗り (15.3.2)

材料
吸水調整材の品質　※「建築標準仕様書」表15.3.2による
既製目地材　⊙使用しない　・使用する
形状，寸法　（　）

2 防水モルタル塗り

防水剤　※実績等の資料を監督員に提出する

3 セルフレベリング材塗り (15.4.2)(表15.4.1)

セルフレベリング材の種類

種類	厚さ（mm）	施工箇所
・セメント系	※　10　・	
・石こう系	※　10　・	

4 仕上塗材仕上げ (15.6.2.a)

仕上塗材材料
内装仕上げに用いる塗材のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・
防火材料：屋内の壁及び天井の仕上げ材は，防火材料又は建築基準法に基づく，基材同等の認定表示のあるものとする。

(15.6.2)(表15.6.1)　・薄付け仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法
・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状 ・	・吹付け
・内装薄塗材Ｅ	・砂壁状じゅらく	・吹付け
・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状	・吹付け
・	・	・

(15.6.2)(表15.6.1)　・厚付け仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法	上塗材
・外装薄塗材Ｅ	・吹放し ・凸部処理	・吹付け	・行う ・行わない

(15.6.2)(表15.6.1)　・複層仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法	上塗材		
※複層塗材Ｅ ・複層塗材ＣＥ ・可とう形複層塗材ＣＥ ・複層塗材Ｓｉ ・複層塗材ＲＥ ・ ・ ・	※凹凸模様 ・凸部処理 ・凹凸模様 ・ゆず肌状 ・ ・ ・ ・	※吹付け ・吹付け ・ローラー	※水系 ・水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系	※アクリル系 ・アクリル系 ・ポリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・ふっ素系 ・シリカ系	※つやあり ・つやあり ・つやなし ・メタリック

(15.6.2)(表15.6.1)　・軽量骨材仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法
・吹付用軽量塗材 ・こて塗用軽量塗材	・砂壁状 ・平たん状	・吹付け ・こて塗り

下地処理
(15.5.4)　ＡＬＣパネル内壁目　地部の形状　※Ｖ型目地付き　・
(15.5.7)(表15.5.4)　所要量等の確認　※「建築標準仕様書」表15.5.4による　・

⑧ ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア (20.2.2)

フリーアクセスフロアユニット製品類

施工箇所	材質	寸法・高さ	耐荷重性能	耐震性能

※表面仕上材　※図示による　・
・帯電防止性能　・漏えい抵抗

2 可動間仕切 (20.2.3)

・パーティション

構造形式種別	構成基材の種類	パネル表面材・仕上	遮音性能	防火性能
・スタッド式	※アルミ			・不燃
	・スチール			・

3 移動間仕切 (20.2.4)

・スライディングドア

操作方法種別	パネル表面材・仕上	圧接装置操作方法	遮音性能	防火性能
・手動式 ・		・ハンドル回転式 ・プッシュ式		・不燃 ・

・アコーディオンドア
製造所

④ トイレブース (20.2.5)

・トイレブースの仕様　⊙ユニットトイレ仕様による

表面材の材質（下小口共）	脚部		ドアエッジ	
※メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木 ・支柱	※ＳＵＳ ・	・標準 ※Ｒ付	⊙アルミ ・ＳＵＳ

金物　※図示による（見本提出のうえ監督員の承諾を受ける。）

5 階段滑り止め (20.2.6)

・階段滑り止めの仕様

材種	形状・寸法		工法	フラットエンド
・ステンレス製 ・アルミ製	※タイヤ入 ・タイヤなし	※35mm ・	※接着工法 ・埋込工法	・有（　） ・なし

6 黒板及びホワイトボード (20.2.8)

・黒板及びホワイトボードの仕様

種類		色	暗線	施工箇所
・黒板	※焼付	※緑 ・黒	・有 ・なし	
・ホワイトボード	※ほうろう	・白	・有 ・なし	

枠　・木製（図示による）　・アルミ製
形状　・平面　箇所
・平面（行事）　箇所
・　箇所
チョークボックス　・アルミ製　・
ピクチャーレール　・有（図示による）　・
・　・

⑦ 表示 (20.2.10)

⊙図示による

※法令に基づく表示　（非常用進入口等の表示は，消防法に適合する市販品を使用　）
・衝突防止表示　（　）
・室名札　（　）
⊙ピクトグラフ　（トイレ　）
・案内板　（　）
・視覚障害者案内板　（　）
・シンボルマーク　（　）
・車イスマーク　（　）
・施設名文字　・切抜文字　・ステンレス　字数（　）
・箱文字　・ステンレス　文字の大きさ（　×　）

8 ブラインド及びロールスクリーン (20.2.12)(20.2.13)

・ブラインドの仕様　スラットは消防法で定める防炎性能の表示があるものとする

形式	※横形(JIS A4801)	・縦形
種類	※ギア式　・コード式	※コード方式
スラットの幅	※25mm　・35mm　・　mm	・100　・　75
スラットの材種	※アルミニウム合金　・	※アルミニウム合金　・クロス
ボックス等の材種	※鋼製　・	※アルミ（ヘッドレール）

・ロールスクリーンの仕様　スクリーンは消防法で定める防炎性能の表示があるものとする
※ロールスクリーンの操作方式，幅及び高さは，図示による
※ロールスクリーンの材種，品質等は，図示による
※ロールスクリーンの色見本を監督職員に提出する
※ロールスクリーンの巻取りパイプ，ウェイトバー，操作コード又は操作チェーンその他の材料は
※ロールスクリーンの巻取りパイプ，ウェイトバー，操作コード又は操作チェーンその他の材料は
，製造所の仕様による
製造所

9 カーテン及びカーテンレール (20.2.14)

カーテン及びカーテンレールの仕様　きれ地は消防法で定める防炎性能の表示があるものとする

きれ地の品質等（製造所）	ひだの種類	防炎性能の表示

暗幕用カーテンの両端，上部及び召合せの重なり　※300 以上
カーテンレール　材種　・ステンレス製　※アルミニウム製

10 スクリーン

種別　※ホワイトスクリーン
形式　※スプリング巻上（ノーショック）式　・
寸法（mm）　※幅（　）　・高さ（　）

⑪ くつふきマット

枠　※ステンレス製　・黄銅製
マット　※塩化ビニル製　・ゴム製　・アルミ合金製　・鉄製
排水　※設ける（排水目皿ＶＰ50φ）　・設けない

⑫ ダッグアウト他

ダッグアウト：　図示による
トンボ掛け：図示による
ホームベース等：図示による

13 ピクチャーレール

タイプ　・天井面付け　・壁面付け　フック　ケ／m
安全荷重　※15kg以上

14 ブラインドボックス カーテンボックス

材質　※アルミニウム製
表面処理　※Ｃ－１　・Ｃ－２（色調：　）
溝幅×深さ（mm）　※図示による　・１２０×８０　・

15 消火器ボックス

既製品　・図示による

16 視覚障害者用誘導ブロック

材種　・塩化ビニル製　厚さ　※７mm（２＋５）　サイズ　※３００×３００
・コンクリート製（厚さ30mm）
・磁器質タイル製

17 家具類

合板類，ＭＤＦ及びパーティクルボード，接着剤及び塗料のホルムアルデヒドの放散量
※Ｆ☆☆☆☆　・Ｆ☆☆☆

18 EXP.Jカバー

・アルミ製（図示による）　・ステンレス製（図示による）
・　・

工事名	南部グラウンド改修工事		
図名	建築工事特記仕様書-3		
縮尺	―	番号	25 枚の内　A-03 号
設計年月日	令和７年９月		
設計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　山　市

建築工事特記仕様書　No.4/4

章	項		
⑨追記事項	①	建設機械	１）本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正　平成16年9月24日国土交通省告示第1151号）に基づき指定された建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議の上、必要書類を提出するものとする。 ２）本工事においては、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省経機発第249号、最終改正　平成14年4月1日国総施第225号）に基づき指定された建設機械を使用する。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。 排出ガス対策建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。
	②	軽微な変更等	現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状、寸法等の軽微な変更は、監督員の指示による。なお、この場合の請負金額の変更は行わない
	③	下請契約	本工事において、下請契約を締結する場合には、「高山市公契約条例」（平成30年4月1日施行）に基づき、当該契約の相手方を高山市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。 下請け業者の選定に当たっては高山市入札参加資格停止の処置がされていないこと。
	④	事故報告	工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に提出する。
	⑤	重点監督対象工事	当該工事が高山市重点監督対象工事となった場合は、その取扱いによるものとする。
	⑥	経年検査	建築竣工引渡後１年が経過した時点において係員立合のもとで１年検査を行い、工事不良の為生じたと認められる損害等についても、係員の指示に従い改修しなければならない。 なお、その費用については請負者の負担とする。
	⑦	損害保険	工事中出来高部分と工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付し、その証券の写しを監督員に提出する。 １）損害の補填条件 a.火災、落雷、爆発又は破裂 b.台風、旋風、暴風、暴風雨の風災 ２）保険金 原則として請負金額とする。 ３）保険の期間 保険の加入の時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後１４日までとする。 ４）協議 この取扱いにより難い事項については、必要に応じて請負者は、監督職員と協議するものとする。
	⑧	実施状況の提出について	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	⑨	工事着手前協議について	１）本工事の受注者は、契約後１～２週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行うこと。 ２）協議に当たっては、別に定める「施工打ち合わせ記録簿」に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。なお、協議日の設定については、受注者側が事前に監督員と連絡をとり設定しておくこと。 ３）協議に当たって、発注者側は監督員及び担当係長又は課長、受注者側は現場代理人及び主任技術者が出席するものとする。 ４）協議時、「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄は監督員が記入し、最後に確認を行い監督員・担当係長又は課長の確認印を押印し、写しを現場代理人（主任技術者）が受け取ること。
	⑩	電子メールの利用	本工事の施工中における受発注者間の情報共有は、電子メールを利用すること。運用にあたっては、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」による他、工事着手前協議時に監督員と協議の上、決定するものとする。
	⑪	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ車両の適正燃料の使用について	１）ディーゼルエンジンを動力とする車両にはＪＩＳ規格の軽油を使用すること。 ２）ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。
	⑫	工事書類の簡素化について	１）実施にあたっては「工事書類簡素化要領」（技191号平成22年6月30日改正）に基づいて実施すること。
	⑬	提出書類等	高山市ホームページ上に示された書類とし、監督員協議によりその一部を省略することができる。
	14	別途工事	工事期間中に電気設備工事、機械設備工事、医療機器工事、防災無線ポール移設工事等の別途工事を伴うため、各施工業者と綿密に調整を行うこと。
	⑮	週休２日制の導入	本工事は、完全週休2日制を原則とした、週休2日制工事（現場閉所）とする。 詳細は、「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」に従う。

章	項	特　記　事　項	章	項	特　記　事　項

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	建築工事特記仕様書-4		
縮　尺	—	番 号	25 枚の内　A-04 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

解 体 工 事 特 記 仕 様 書

A 共 通 事 項

01 適 用 基 準

- この特記事項以外は下記に準拠する。
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書 同解説
  最新版（以下「解体共通仕様書」という。）

B 留 意 事 項

01 発 生 材 処 理

- ＰＣＢの混入が疑われる機器．材料については監督員と協議の上、適正に処理する。
- 引渡しを要するものは監督員の指定する場所に整理しリストを作成の上施設管理者へ引渡す。又
  引渡しを要しないものは全て場外に搬出し下記の建設廃棄物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。

02 建 設 廃 棄 物

- 労働安全衛生法　大気汚染防止法　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  ダイオキシン類対策特別処置法　建築リサイクル法
- 「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」　「岐阜県建設廃棄物適正処理の三原則」の
  規定を尊守し適切に処理する。
- 解体及び廃棄物の処理については管理型最終処分場に持ち込むものとする。
- 混合物の処理については管理型最終処分場に持ち込むものとする。
- 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。

03 再資源化施設への搬出

- コンクリート塊　・ アスファルトコンクリート塊　・ 木屑　・ 石膏ボード屑
- 鉄・アルミ・ステンレス屑　・ ガラス・陶磁器屑　・ 繊維屑　・ プラスチック類

C 一 般 事 項

01 立 合 検 査

- 下記の項目については、監督員の立合検査を受け、検査立合記録書に監督員の記名捺印を受けなく
  てはならない。
- 各種製品検査　・ 各種仕上検査　・ 工事中間検査及び竣工検査　・ アスベスト撤去前

02 下 請 業 者 の 承 認

- 請負者は工事に先立ち、各下請業者、各職種別下請人名簿、使用材料の一覧表を監督員に提出し
  承認を得てから施工及び製作に着手すること。
- 本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を高山市内に本店(建設業法(昭和24年
  法律第100号)に規定する主たる営業所含む)を有する者の中から選定するよう努めること。
- 下請け業者の選定に当っては高山市入札参加資格停止の処置がされていないこと。

03 設 計 図 書 と の 差 異

- 本設計図書は、既存建物の新築時に於ける設計図書に基づいて作成されている。従って新築時
  の納り、取合いによる変更等により既存建物の状態と本設計図書との間に差異が生じ、本設計
  図書による施工が困難な場合は、監督員と協議の上その指示に従う。

D 仮 設 工 事

01 仮 設 計 画

- 設計図書中の配置図を元に施工し、事故防止・安全管理に努めること。
- 建物位置と敷地との相対関係、資材搬出入方法と敷地内外の条件、足場の危険防止、衛生、安
  全計画書等を作成し、監督員の承認を受けること。
- 工事車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握し、迷惑を掛けないよう配慮すること。
- 進入経路に安全係員(1週間/1人程度)を配備すること。
- 仮囲いは第三者の侵入がないように、足元の隙間なきように設置する。
- 手すり先行足場工法による足場を採用すること
- 隣接建物の利用に配慮し、防塵・防音に最大限の努力をすること。

02 解 体 ・ 撤 去 ・ 移 設

- 解体作業時には散水養生を充分に行い、粉塵の飛散を極力少なくする対策をとること。解体作業に
  おいて飛散防止に解体養生が必要な箇所ができたときは、請負者の責任において速やかに
  対処すること。
- 工事の着工に先立ち、一時撤去品・移設品の有無について他の関連工事を充分に確認し監督員の
  指示に従い移設時期を協議調整の上、工事に取り掛かること。
- アスベスト含有建材の使用部分を事前に調査確認しその撤去処分について施工計画書に明記する。
  （別図仕上表の記載に留意のこと）
- 施工中にアスベスト含有が確認された場合は監督員と協議の上適正に処理する。
- 鋼製焼却炉については　事前にダイオキシン類に関する空気中濃度測定及び汚染物のサンプリング
  調査を実施し　ダイオキシン類のばく露防止処置を適正に行って解体処分する。

03 保 護 設 備

- 本工事の施工に当り、既設諸施設、隣地建物、工作物及び通行人に対して損害等を与えないように
  必要な保護設備を計画し、監督員及び関係者の承認を受けて完全な実施を期さなくてはならない。
  万一損害を与えた時は、すみやかに応急手当及び復旧工事をするものとし、これに要した費用

04 現 地 調 査

- 既存設備の詳細について現地調査を行い、現状図にて施工上の留意点を明確にすること。

05 掃 除 復 旧

- 工事完了後に全体の清掃を行い、工事中の破損箇所は原形復旧すること。
- 本工事により公道等の工事による損傷部分は完全に復旧すること。又、現場侵入経路となる公
  道及び構内の舗装が破損した場合は原形復旧し、維持管理等の費用は請負者の負担とする。尚、
  公道復旧の要領は管理官庁の指導を受けること。
- 工事過程において、既設諸施設に損傷を与えた場合は請負者の負担において原形復旧を行う。

06 安 全 点 検

- 作業開始前、終了後の現場内外の点検を必ず毎日行うこと。

07 そ の 他

- ~~本工事は　　を使用しながらの工事であるため、運営に支障をきたさぬように万全をきす　こと。又、工事日時、停電、断水等は事前に監督員・関係者と協議し、業務に支障のないようにすること。~~
- 工事施工にあたっては「騒音規制法」「振動規制法」「岐阜県公害防止条例」等の規定に遵守し、
  低騒音・低振動型の重機を使用し、騒音・埃・運搬等により付近の住民に迷惑を及ぼさないよう
  対策を充分に講ずること。
- 関係法　　ＰＣＢ廃棄物特別処理法　フロン回収破壊法　家電リサイクル法　石綿障害予防規則
  廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要領
- 蛍光灯ランプについては、産業廃棄物として適切に処分する。
- 設計図書に記載がなくても工事上の措置の必要性が発生した場合は監督員と協議し速やかに対処
  すること。その費用については請負の負担とする。
- 構造物撤去後は整地する

E 撤 去 工 事

01 一般事項

本工事は、既設建物の改修について記するものであり、本章に記載なき事項は設計図書により全章各工事に準拠し入念に施工する。

02 施工範囲

特記、設計図書及び指示する範囲とする。改修しない部分との取り合い部分、その他ではつり及び工事の都合により破損させた箇所は、請負者の負担で完全に補修する。

03 既設外壁撤去等

騒音及びほこりの発生に十分配慮し養生を行うと共に、監督職員の承諾を受けて作業を進める。
既存モルタル等のはつり工事に使用する機種は、ビッグブレーカー手はつりを原則とし、その他の機種の使用は監督職員との協議の上、決定する。
はつり工事において躯体に損傷を与えぬよう養生し、十分注意する。高所におけるはつり工事は、養生シート等により発生材の飛散を防止する。

04 防音・防塵対策

既設　床・壁・天井等のはつり、撤去及び搬出による騒音・ほこり等については周辺の状況等を調査、打合せの上、防音・防塵対策に努めること。

05 その他

解体については、上記指示の他必要に応じて調査報告書、解体施工計画書を作成し監督職員の承諾を受ける。
※検査
当該撤去建物の廃棄物の内、石膏ボード、ケイカル板等の建材、外壁塗膜について、アスベスト含有の成形板の可能性がある材料を撤去する際は、工事前に対象物毎に含有測定を行い確認をし監督員に報告を行うこと。
アスベスト含有物については、解体共通仕様書に基づき適切に撤去・処分を行うこと。
事前調査結果については、大気汚染法及び労働安全衛生法に基づき所管機関に適切に報告を行うこと。

調査
⊗石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
貸与資料（　　）
事前調査結果は、大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づき所轄機関に適切に報告すること
⊙分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名 ／ 場所	定性分析方法	定量分析方法
	（JIS A 1481-1）または（JIS A 1481-2）	(JIS A 1481-3),(JIS A 1481-4)または(JIS A 1481-5)
リシン ／ トイレ外壁・内壁塗膜	⊙ 1（箇所）	・ （箇所）

サンプル数　1箇所あたり3サンプル

06 アスベスト成形板の定義

アスベスト成形板
セメント、けい酸カルシウム等の原料に、アスベストを補強繊維として混合し、成形されたもののうち、アスベスト含有率が０．１重量%を超えるものをいう。
非飛散性アスベスト廃棄物
アスベスト成形板が解体工事等により撤去され廃棄物となったものをいう。
非飛散性アスベスト廃棄物の区分
アスベスト成形板は、廃棄物になった際には、容易に大気中に飛散しない非飛散性アスベスト廃棄物となり、主に産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」（がれき類）（令第2 条9 号）又は「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（令第2 条7 号）に該当する。

本工事で該当するアスベスト建材

位置	品目	使用室

解体作業レベル１～３の区分　　レベル３
廃棄物としての飛散性・非飛散性の区分　　解体状況により飛散性に準じた取り扱いとする。
※改修範囲外に使用されているアスベスト含有建材については、飛散しないと見なす。ただし、施工上撤去等発生する場合については、監督員と協議の上必要な措置を講ずる事。

07 処理計画

排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物を適正に処理するため、施工計画時に処理方法について具体的な処理計画を立てる。
処理計画書の作成に当たっては、次の点に留意する。
① 非飛散性アスベスト廃棄物の発生量
② 非飛散性アスベスト廃棄物からアスベストの飛散を防止する撤去方法
③ 現場内における分別方法
④ 収集運搬及び処分方法
施工中に処理計画書に基づいた処理が実施されるように、管理体制を整えて現場の運営に当たるとともに、関係者に周知を行う。

処理計画書の記載内容
処理計画は文書化し、関係者に周知徹底すること。処理計画書には、次のような項目を記載する。
1）工事概要
① 工事名称、工事場所、工期
② 発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物管理責任者名
③ 工事数量
④ 解体工事の請負業者名
2）非飛散性アスベスト廃棄物
① 発生量
② 撤去、分別、保管、収集運搬、中間処理、最終処分の方法
3）委託処理
① 産業廃棄物処理業者（収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者）の許可番号、事業の範囲、許可期限等
② 処理施設の確認方法
③ 添付書類として、産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物処理業の許可証の写し
なお、飛散性アスベストがあった場合は、非飛散性アスベストとは区分して、特別管理産業廃棄物として取り扱うこと。

08 アスベスト成形板の解体

アスベスト成形板の撤去作業は、アスベスト成形板の破断面からのアスベストの飛散を極力抑えるよう次の作業手順で実施する。
撤去フロー
飛散防止養生、仮設足場　設置 ― 解体撤去、集積、搬出 ― 足場解体、清掃、養生撤去

現場の養生
撤去作業に先立って解体等現場の周辺には粉じん等の飛散防止幕を設置し、散水装置等を設置する。

アスベスト成形板等の撤去
撤去時は湿潤する等の飛散防止措置を講じ、除去物を強度のある袋に袋詰め等する。
アスベスト成形板の撤去後の措置
現場において、撤去後のアスベスト成形板の切断等は最小限とし、解体物の破砕に当たるような作業を実施しない。
保管
排出事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物が運搬されるまでの間、当該廃棄物からアスベストが飛散しないように保管する。
収集運搬、中間処理の留意事項
(1) 収集運搬に当たっては、非飛散性アスベスト廃棄物からアスベストの飛散するおそれのないように行う。
(2) 他の廃棄物と混合することのないよう区分して収集運搬する。
(3) 運搬車両は、アスベストの飛散及び非飛散性アスベスト廃棄物の落下を防止する構造を有するものとする。
(4) 中間処理業者は、受入れの際に検査を実施し、非飛散性アスベスト廃棄物が分別されていることを確認する。
(5) 中間処理の作業の前後で保管する場合は、他の廃棄物と分けて保管し、飛散するおそれの無いようにする。
(6) 他の廃棄物と分別して、非飛散性アスベスト廃棄物のみを破砕等を実施する。
(7) 破砕の際は、破断面からアスベストが飛散しないよう適切な方法で実施し、併せて、飛散防止措置を講じる。

最終処分場の管理
非飛散性アスベスト廃棄物を受け入れる最終処分場においては、廃棄物の種類に応じて処分場の適正な管理を行うため次のような措置を講じる。
(1) 受入要領をあらかじめ定め、非飛散性アスベスト廃棄物の処理受託契約に際し排出事業者に提示する。
(2) 受入れに際し非飛散性アスベスト廃棄物の量、積載状況等を確認する。
(3) 非飛散性アスベスト廃棄物は、最終処分場内に場所を定めて埋め立てる。
(4) 最終処分場管理者は、非飛散性アスベスト廃棄物の埋立場所、埋立量を記録し、保存する。

工 事 計 画 工 程 表

工事名称：　南部グラウンド改修工事

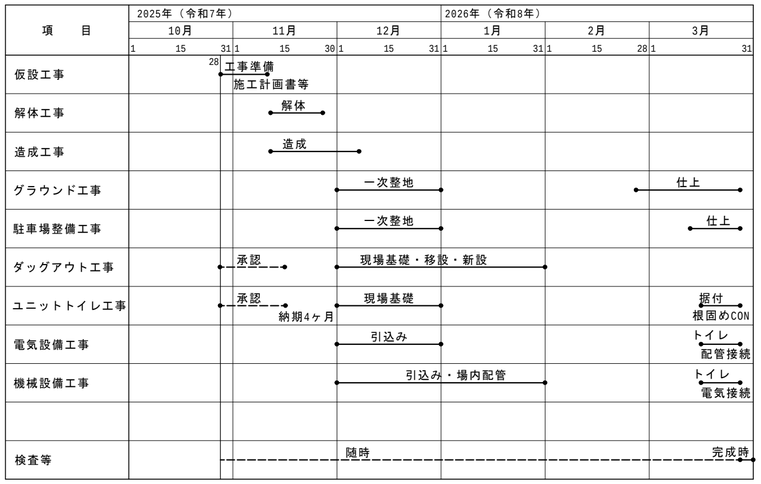

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	解体工事特記仕様書・工事計画工程表		
縮　尺	―	番　号	25　枚の内　A-05 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

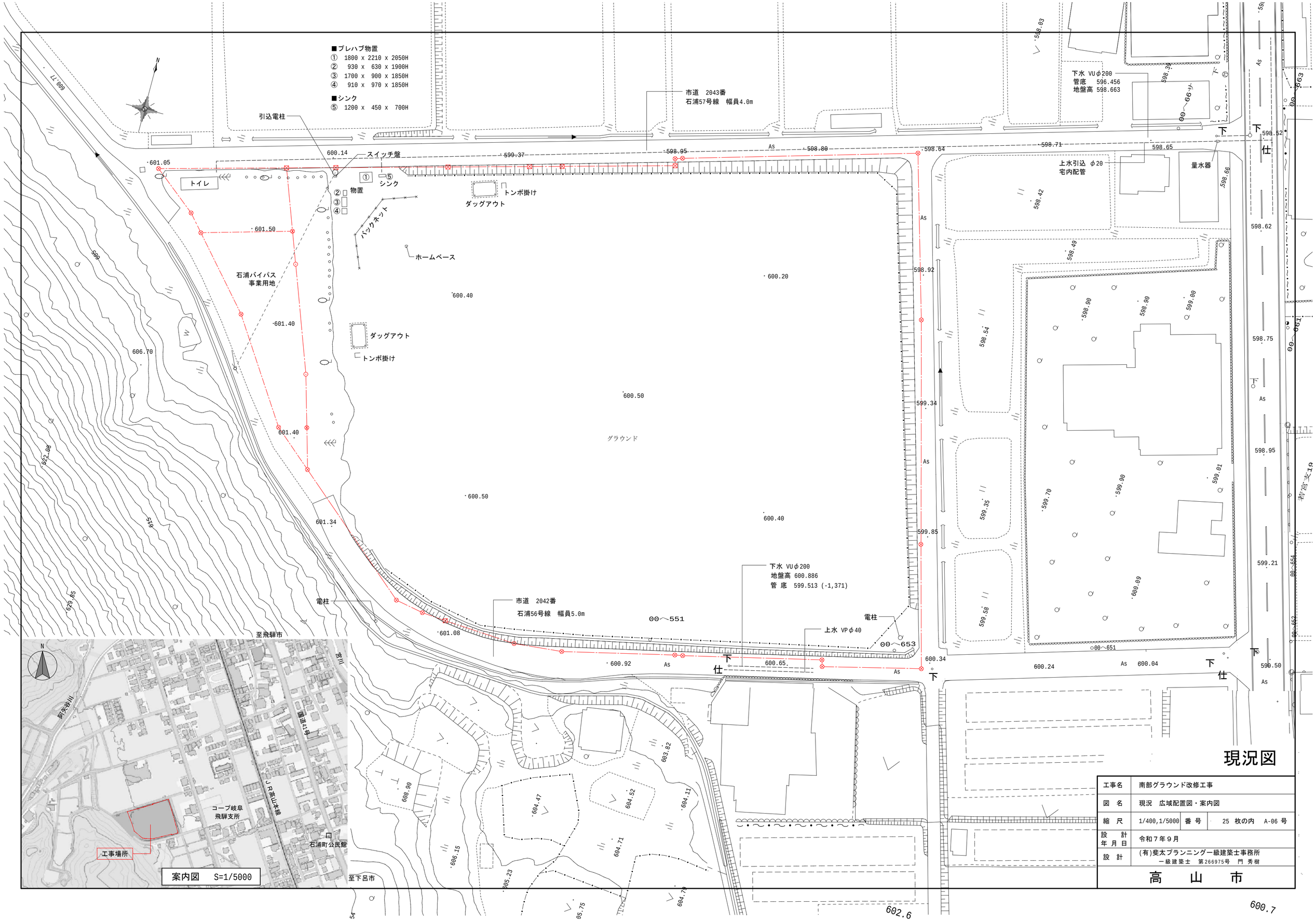
■プレハブ物置
① 1800 x 2210 x 2050H
② 930 x 630 x 1900H
③ 1700 x 900 x 1850H
④ 910 x 970 x 1850H
■シンク
⑤ 1200 x 450 x 700H
引込電柱
スイッチ盤
トイレ
物置
シンク
バックネット
ホームベース
ダッグアウト
トンボ掛け
石浦バイパス
事業用地
グラウンド
市道 2043番
石浦57号線 幅員4.0m
下水 VUφ200
管底 596.456
地盤高 598.663
上水引込 φ20
宅内配管
量水器
下水 VUφ200
地盤高 600.886
管 底 599.513 (-1,371)
市道 2042番
石浦56号線 幅員5.0m
上水 VPφ40
電柱
至飛騨市
至下呂市
案内図 S=1/5000
コープ岐阜
飛騨支所
工事場所
石浦町公民館
JR高山本線
国道41号
阿矢谷川
現況図
工事名 南部グラウンド改修工事
図 名 現況 広域配置図・案内図
縮 尺 1/400,1/5000 番 号 25 枚の内 A-06 号
設 計 年 月 日 令和７年９月
設 計 (有)斐太プランニング一級建築士事務所
一級建築士 第266975号 門 秀樹
高 山 市

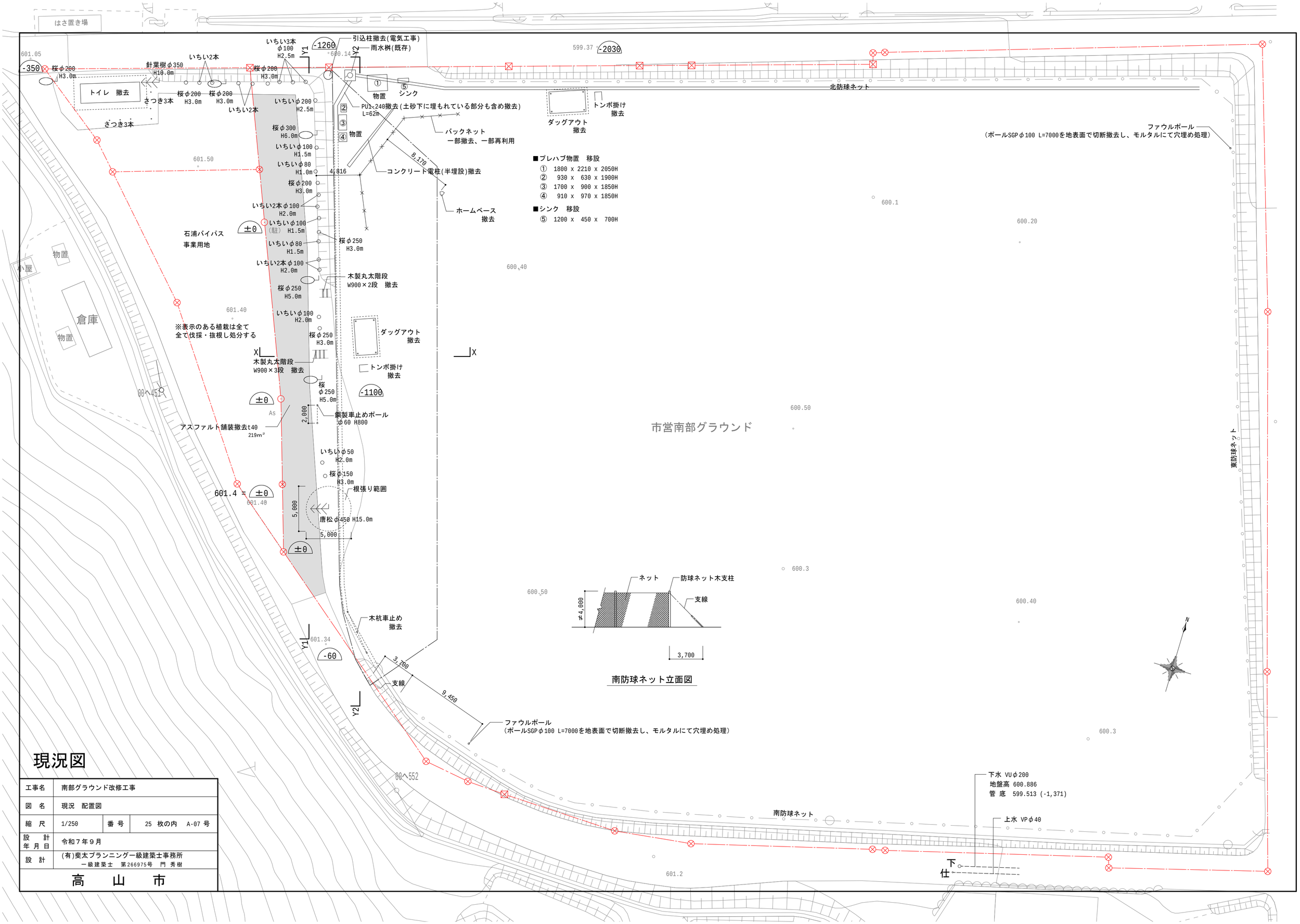

現況図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	現況　配置図		
縮　尺	1/250	番 号	25 枚の内　A-07 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

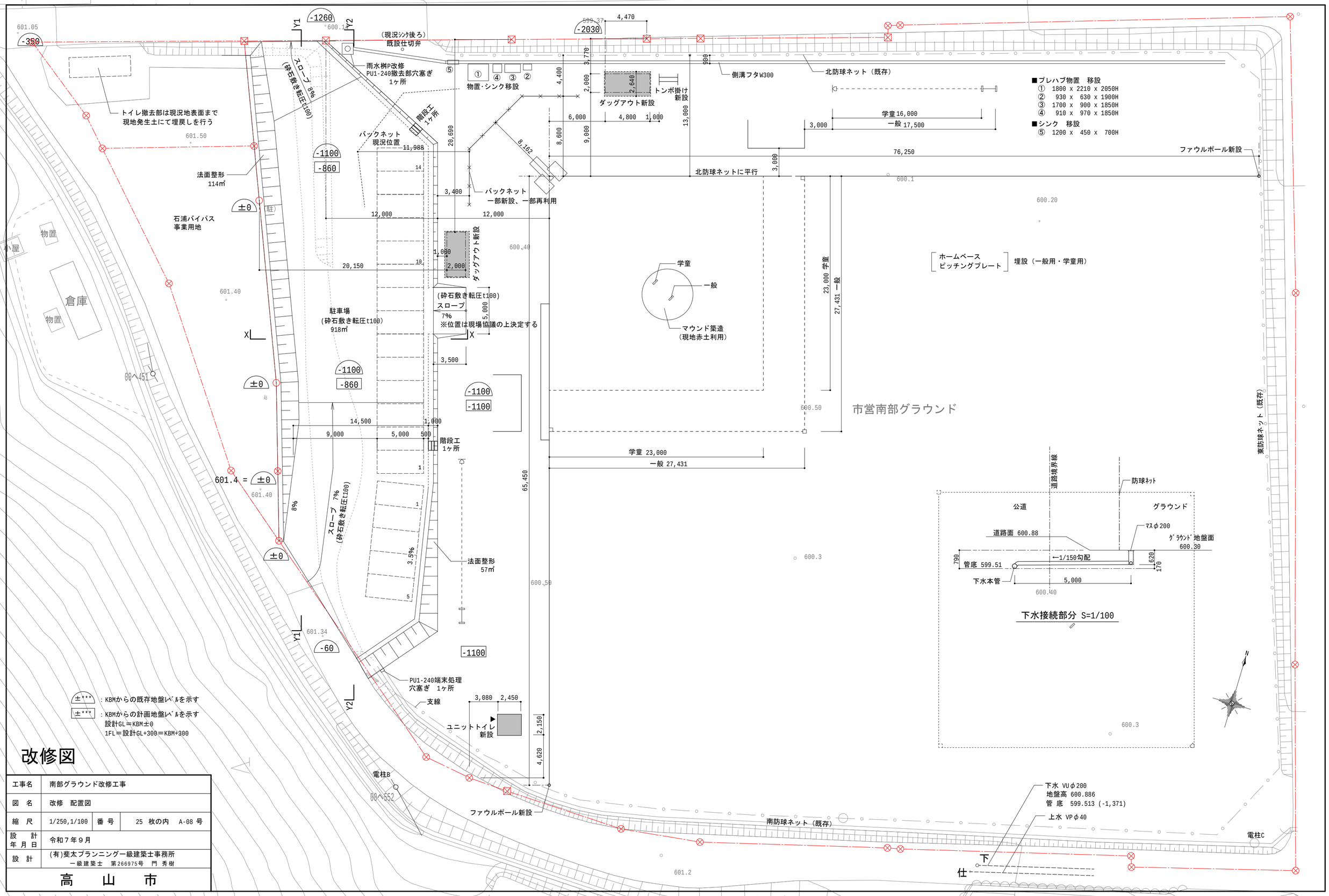

改修図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	改修　配置図		
縮　尺	1/250,1/100	番　号	25　枚の内　A-08 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

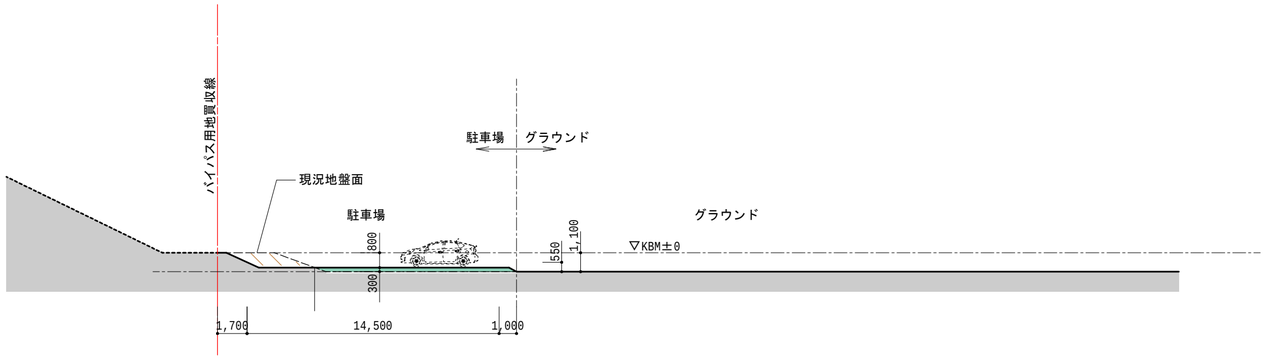

X - X 断面図　S=1/250

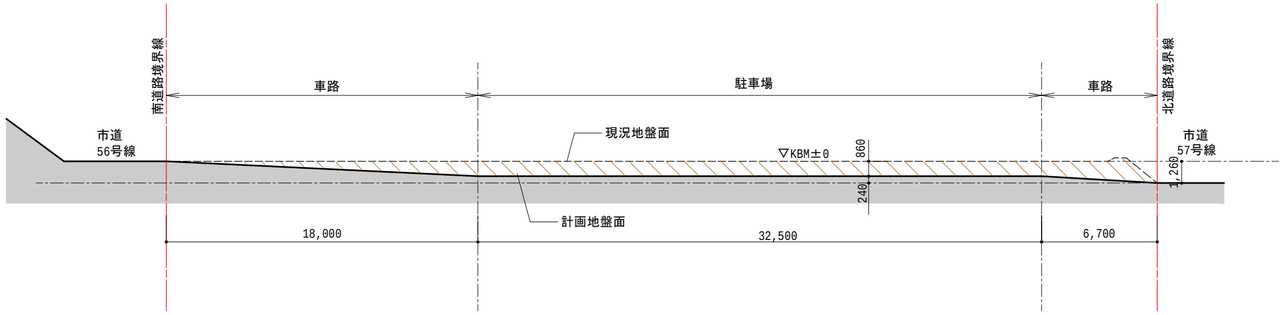

Y1 - Y1 断面図　S=1/250

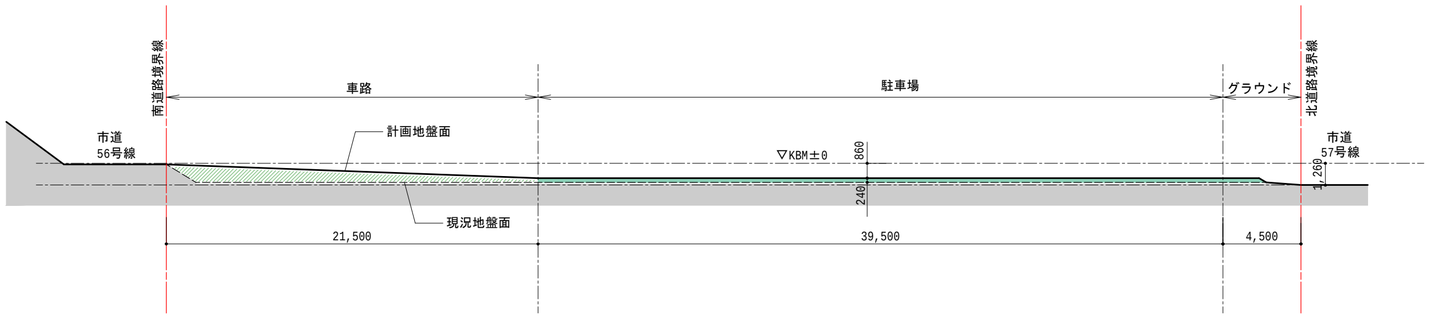

Y2 - Y2 断面図　S=1/250

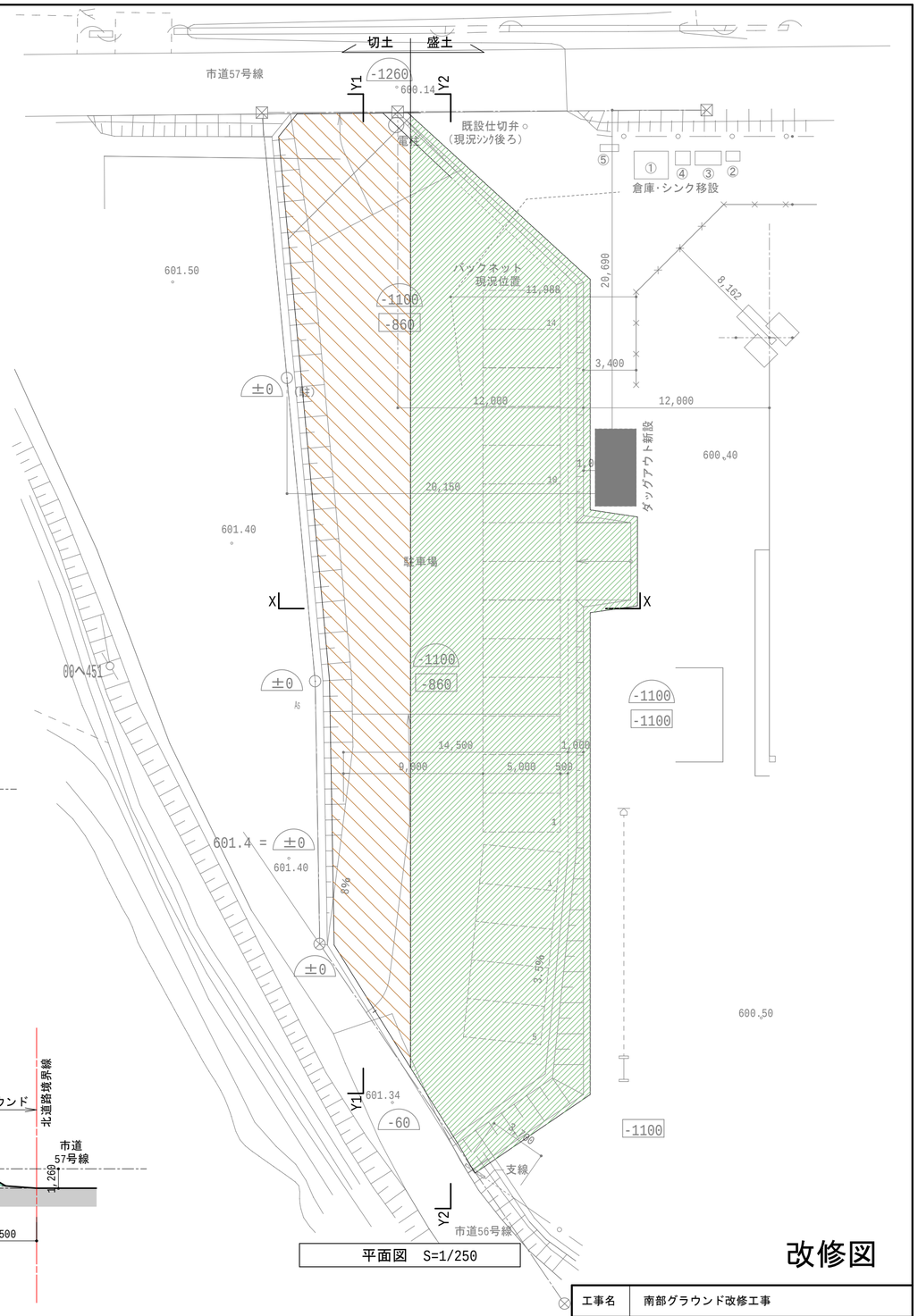

平面図　S=1/250

盛土

切土

改修図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	改修　敷地造成計画図		
縮　尺	1/250	番 号	25 枚の内　A-09 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　山　市

バックネット

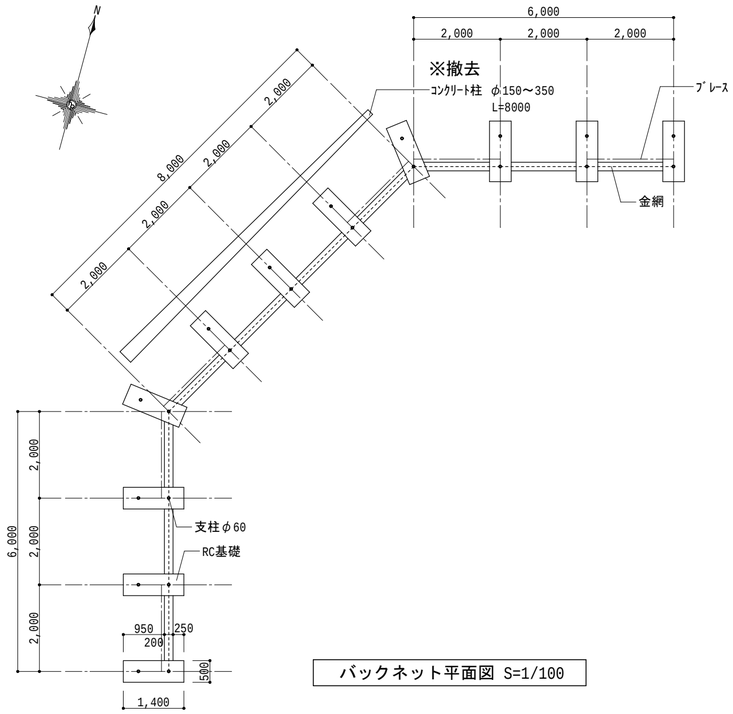

バックネット平面図 S=1/100

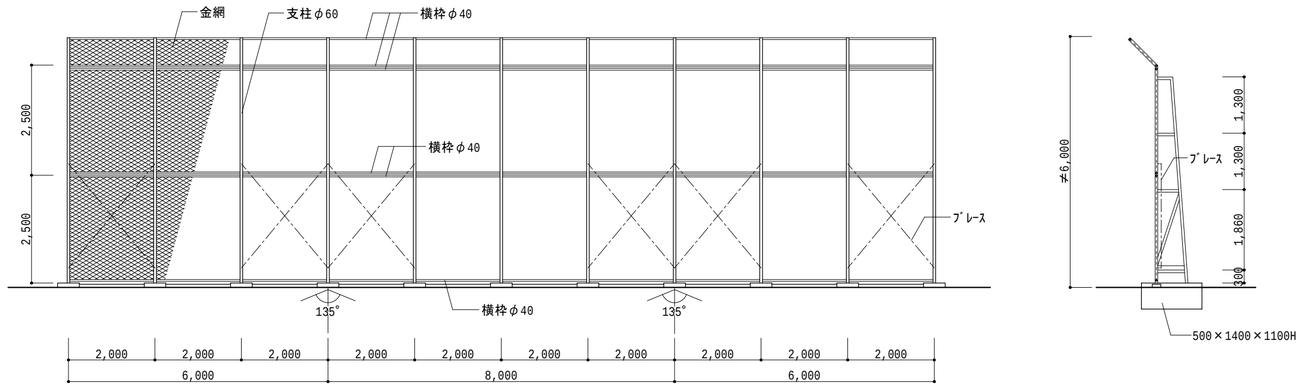

バックネット立面図 S=1/100

※一部撤去、一部再利用
・再利用：金網、ブレース、横枠
・撤去　：ＲＣ基礎、支柱（控え支柱共）
・補修　：金網等補足材　面積の10%

ダッグアウト

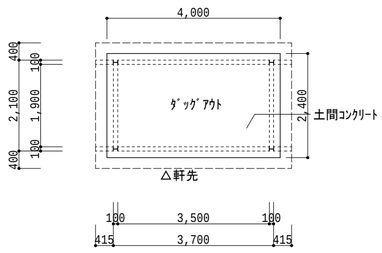

ダッグアウト平面図 S=1/100　※撤去

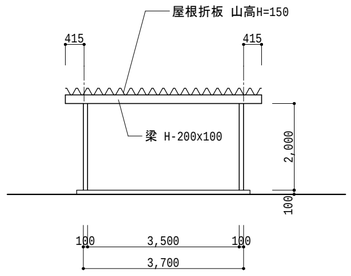

南立面図 S=1/100

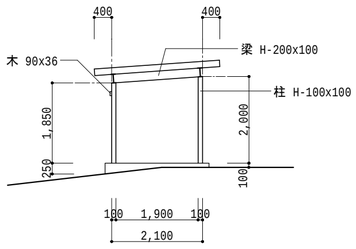

西立面図 S=1/100

・柱 H-100x100
・梁 H-200x100
・屋根折板 山高H=150

トンボ掛け

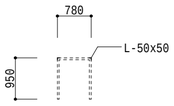

トンボ掛け平面図 S=1/100　※撤去

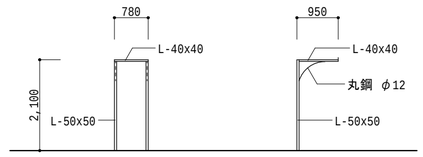

正面図 S=1/100　　側面図 S=1/100

現況図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	現況　バックネット･ダッグアウト･トンボ掛け図		
縮　尺	1/100	番 号	25 枚の内　A-10 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

トイレ

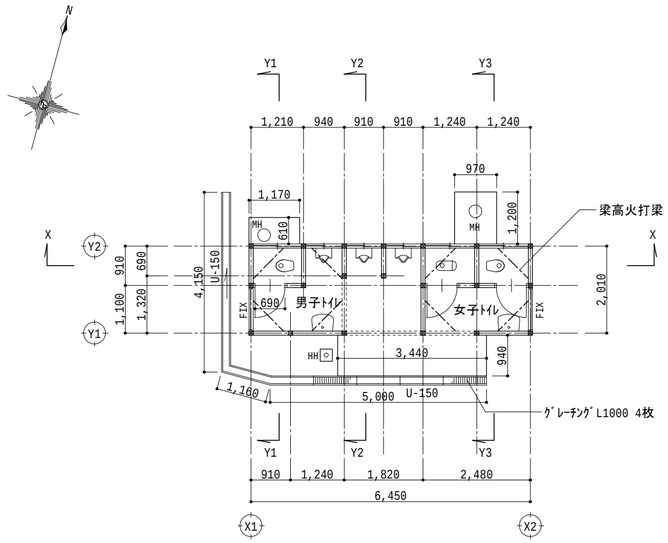

トイレ平面図 S=1/100

※撤去
※撤去前の便槽清掃は別途

・柱96角
・腰CB t120 5段積
・便槽深さ 1,250

■仕上

外部　外壁　：ボード下地　リシン吹付
　　腰壁　CBt120下地 リシン吹付
　　巾木　：コンクリート下地　モルタル仕上
　　屋根　鋼板葺き
内部　床　　：土間コンクリート下地　モルタル仕上
　　壁　　：ボード下地　リシン吹付
　　腰壁　CBt120下地 リシン吹付
　　天井　：野地板あらわし

※リシンは石綿含有建材とみなして以下の通り扱う
・ボード下地　リシン吹付：石綿含有成形板として撤去し、適切に処分する（レベル３）
・CBt120下地 リシン吹付：（湿式）集塵機付ディスクグラインダー工法により塗膜除去の上、適切に処分する（レベル３）

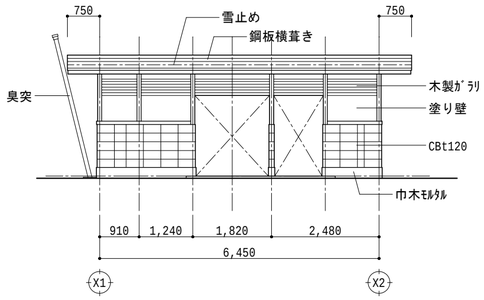

南立面図 S=1/100

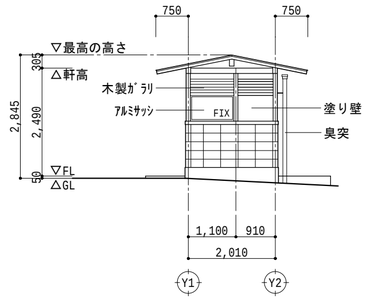

東立面図 S=1/100

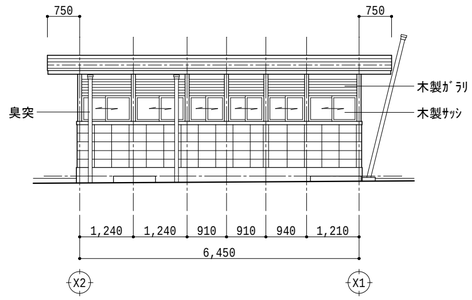

北立面図 S=1/100

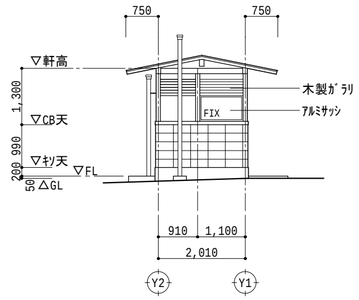

西立面図 S=1/100

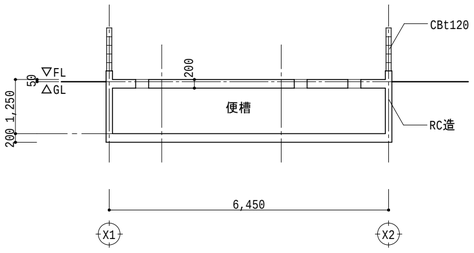

X-X断面図(推定) S=1/100

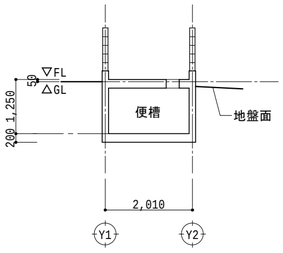

Y1-Y1、Y3-Y3断面図(推定) S=1/100

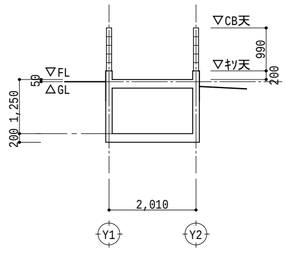

Y2-Y2断面図(推定) S=1/100

現況図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	現況　トイレ図		
縮　尺	1/100	番 号	25 枚の内　A-11 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

バックネット

数量：１ヶ所

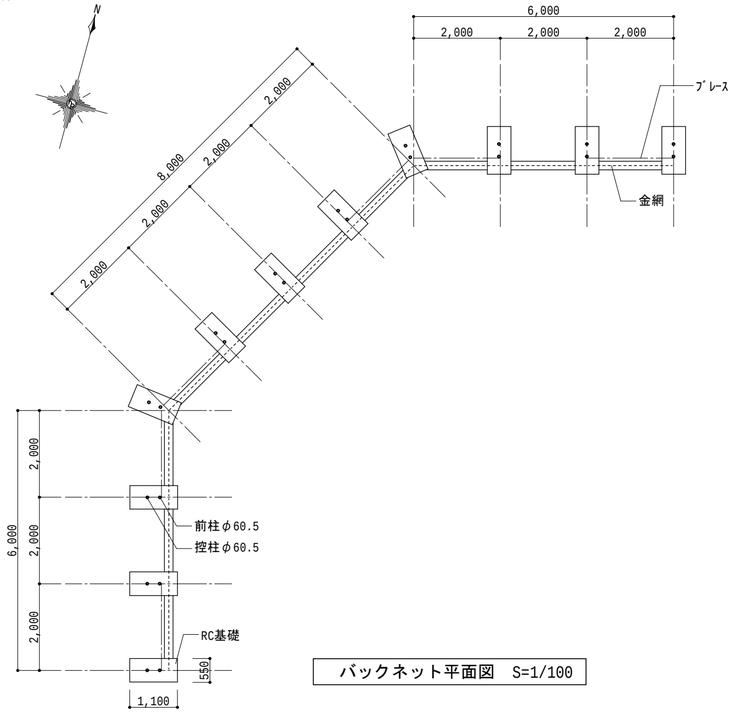

バックネット平面図　S=1/100

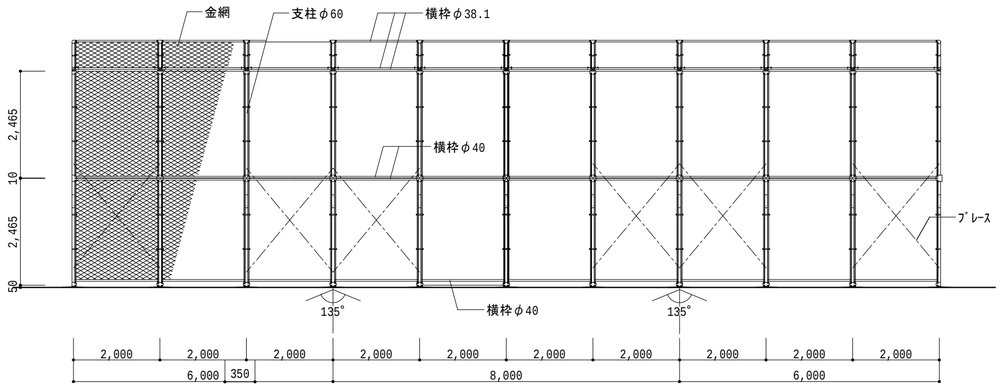

バックネット立面図　S=1/100

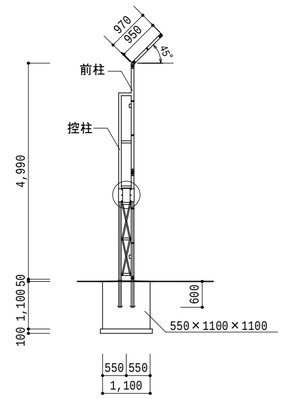

基礎コンクリート　Fc=21　基礎砕石:再生砕石 t100

・再利用：金網、ブレース、横枠
・新設　：ＲＣ基礎、支柱（控え支柱共）
・補修　：金網等補足材　面積の10%

朝日スチール工業株式会社
PC-S5000＋1000 同等品
【参考図】

ファウルポール

数量：２ヶ所

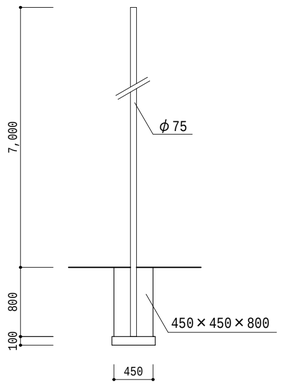

基礎：既製コンクリート基礎
基礎砕石:再生砕石 t100

ファウルポール詳細図　S=1/50

株式会社ルイ高
RT-B051107 同等品
【参考図】

改修図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	改修　バックネット・ファウルポール詳細図		
縮　尺	1/100,1/50	番 号	25 枚の内　A-12 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

ダッグアウト

数量：２ヶ所

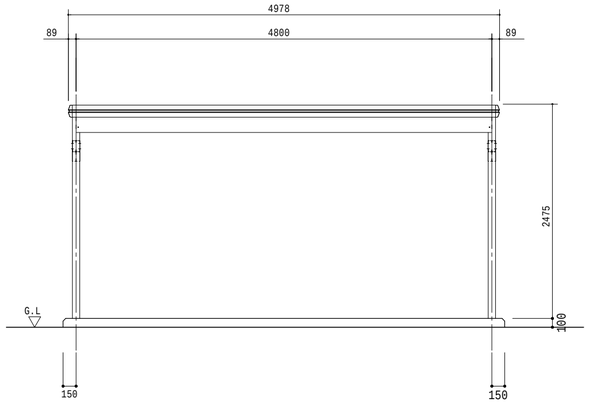

正面立面図　S=1/50

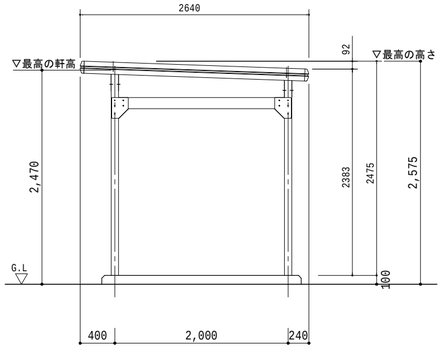

側面立面図　S=1/50

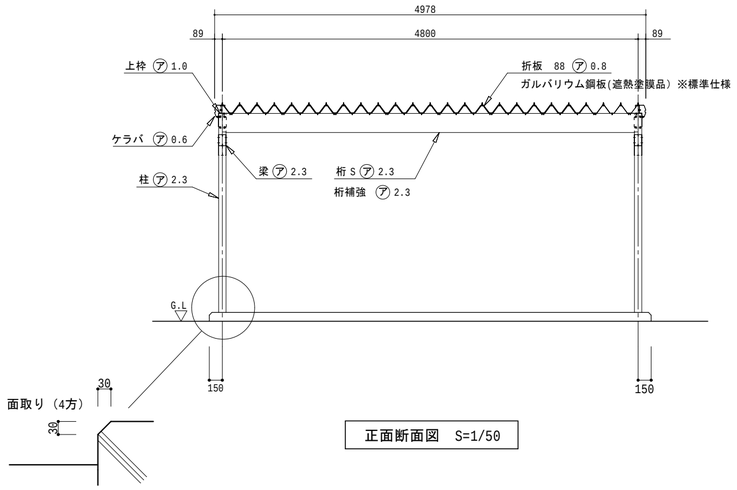

正面断面図　S=1/50

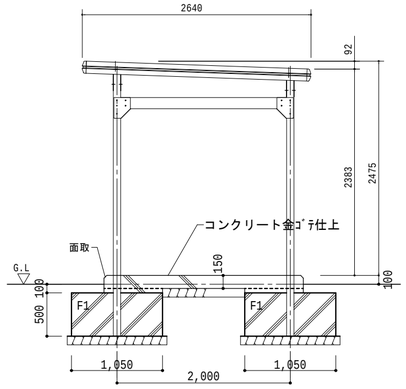

側面断面図　S=1/50

※基礎コンクリート　Fc=21 基礎砕石:再生砕石 t=100
※土間コンクリート　Fc-21 t=150
土間砕石：再生砕石 t=100

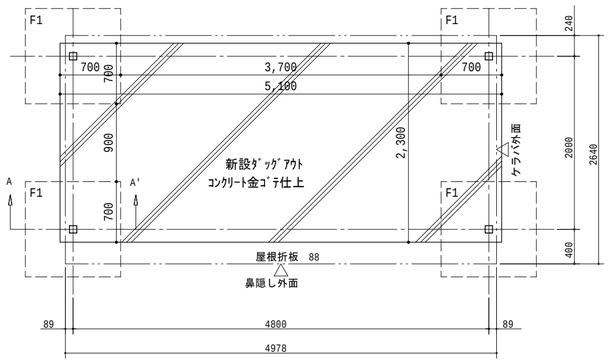

基礎伏図　S=1/50

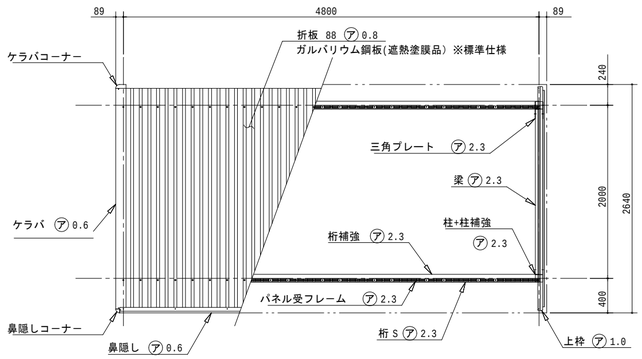

小屋伏図　S=1/50

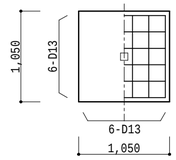

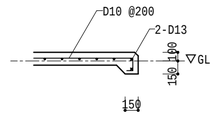

F1 基礎配筋詳細図　　土間配筋

株式会社淀川製作所
KWAU-4826型 単棟型　壁なし仕様　同等品
（豪雪型 150cm、4500N/㎡）

【参考図】

トンボ掛け

数量：１ヶ所

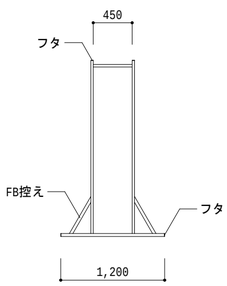

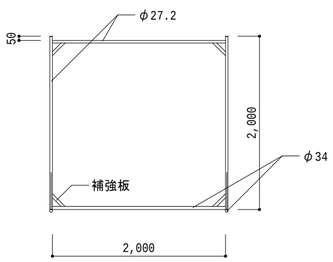

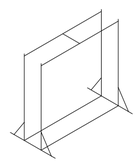

トンボ掛け詳細図　S=1/50

テクノ株式会社
レーキラック　6-42-910　同等品

【参考図】

階段工　S=1/20

数量：２ヶ所

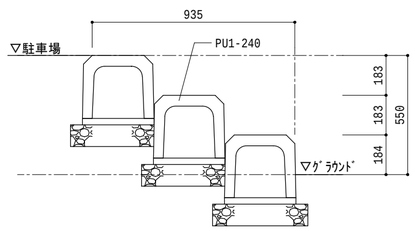

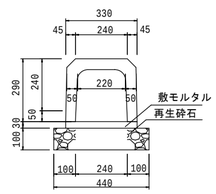

PU1-240　L=1000
寸法図
参考重量 93kg/本（L=1000）

改修図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	改修　ダッグアウト・トンボ掛け詳細図		
縮　尺	1/50	番　号	25 枚の内　A-13 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　　山　　市

コーナーポイント位置図（野球用）S=1/400

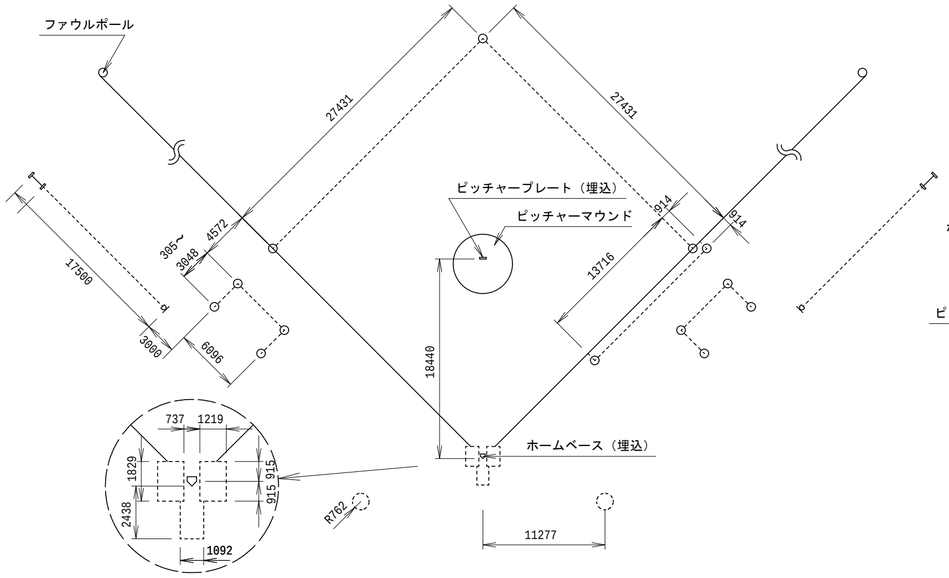

拡大図　S=1/200

○ ･･･コーナーポイント：１３個

※塁ベース他はコーナーポイント（各塁１個）を用意する。
ベースは設けない。

▽ ･･･ホームベース埋込設置

※ 表記の寸法は全日本軟式野球連盟の寸法を引用
※ 各寸法は監督職員と協議の上決定すること

ピッチャーマウンド　寸法図　S=1/60

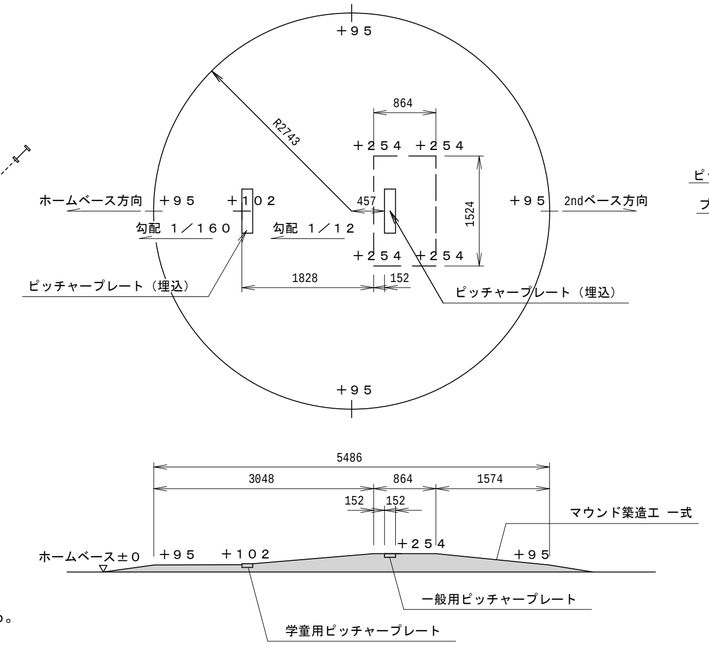

ホームベース・ピッチャープレート　詳細図　S=1/10

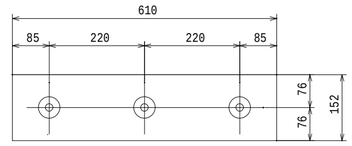

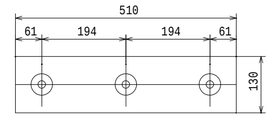

※ ピッチャープレート学童用は貼り合せ仕様

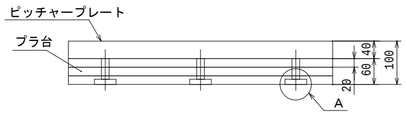

株式会社ルイ高
ピッチャープレート（一般）
RT-B053192　同等品
重量：10.4kg
数量:３ヶ所　【参考図】

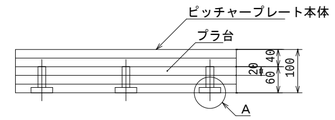

株式会社ルイ高
ピッチャープレート（学童用）
RT-B052139　同等品
重量：8.4kg
数量:３ヶ所　【参考図】

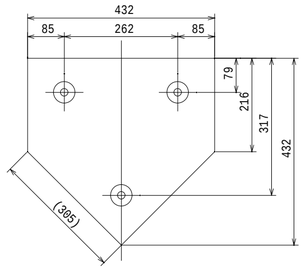

株式会社ルイ高
ピッチャープレート（一般）
RT-B053141　同等品
重量：16kg
数量:３ヶ所　【参考図】

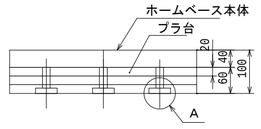

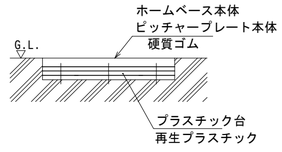

※ プレート上面が、ＧＬ面と同一位置
になるよう埋めること

設置図
ホームベース・ピッチャープレート共通

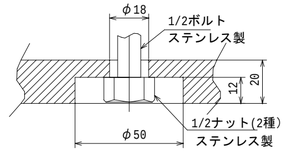

Ａ部詳細　(S=1/1)

コーナーポイント位置図（学童軟式用）

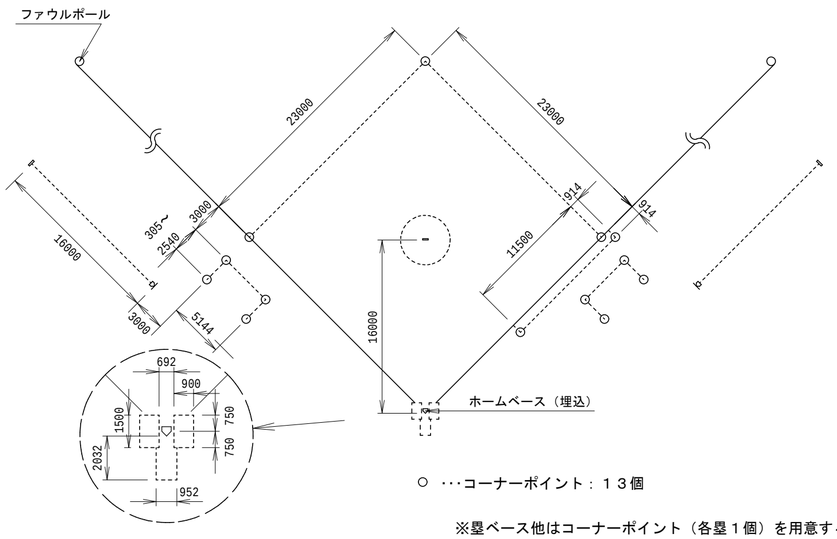

○ ･･･コーナーポイント：１３個

※塁ベース他はコーナーポイント（各塁１個）を用意する。
ベースは設けない。

▽ ･･･ホームベース埋込設置

※ 表記の寸法は全日本軟式野球連盟の寸法を引用
※ 各寸法は監督職員と協議の上決定すること

コーナーポイント工　詳細図　S=1/5

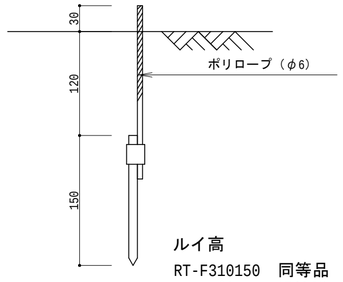

ルイ高
RT-F310150　同等品
ロープ色は現場協議による
【参考図】

改修図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	改修　雑詳細図		
縮　尺	図示	番　号	25　枚の内　A-14 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門　秀樹		

高　山　市

ユニットトイレ

■仕様

部位	項目	仕様	員数
外装	本体	鉄筋コンクリート	-
	外装	塗装仕上げ(複層仕上げ塗材Ｅ) *屋根面/防水塗装仕上げ、色:グレー	-
	トップライトドーム	ポリカーボネート樹脂:900角ドーム(乳白色) *網入り型板ガラス t=6.8(カスミヒシワイヤ)	1
	ピクトサイン	アルミ複合板-300x180xt3.0 (耐候性シート＋UVﾌｨﾙﾑ貼り)	2
	換気材	パイプフード(アルミ、ガラリ、防虫網、水切付) 色:シルバー ベントキャップ(アルミ、ガラリ付)色:シルバー	2
	ハンガースライド扉	表面材:化粧鋼板/色：アイボリー *管理用外施錠付、アルミ換気ガラリ付	1
	雨水排水部材	雨水排水金物:ステンレスボックス加工 縦樋:硬質塩化ビニル樹脂管	1
内装	内壁	塗装仕上げ(複層仕上げ塗材Ｅ)、色:ライトベージュ	-
	床	100角ノンスリップタイル貼り	-
	室内照明	LED照明:LEDB83911(東芝ﾗｲﾃｯｸ)、AC100V 同等品	2
	説明サイン Ａ	アルミ複合板-110x60xt3.0、インクジェット印刷(UVﾌｨﾙﾑ貼り)	1
	説明サイン Ｂ	アルミ複合板-110x60xt3.0、インクジェット印刷(UVﾌｨﾙﾑ貼り)	1
	システムウォール	軽量鉄骨、下地ボード、メラミン化粧板(タフウォール同等品)張り 色:アイボリー　中木(ステンレス箔被覆ABS)	-
	面台	MDF芯材(t=20)、表面材:メラミン化粧板、色:アイボリー	-
	トイレブース	表面材:ポリエステル化粧合板／色:アイボリー t=40 *脚：ステンレス巾木	-
	ブース内表示サイン	カッティングシート貼り＊「腰掛式便器」「小便器」	-

部位	項目	仕様	員数
衛生設備	腰掛式便器	タンク密結形防露便器:CS597BS(TOTO)*排水心固定タイプ 防露式密結形蓋固定式ロータンク:SH596BAYR(TOTO) ウォシュレットPS2A:TCF5534AUY(TOTO) *ｴｺﾘﾓｺﾝ	1
	小便器	床置小便器:UFH507CR(TOTO)、フラッシュバルブ:TG600PN(TOTO)	1
	手洗器	コンパクト手洗器:LSK870BSR、オートストップ水栓(TOTO)	1

部位	項目	仕様	員数
アクセサリ	紙巻器	YH117(TOTO)	1
	化粧鏡	盗難防止形耐食鏡:YM3545FE(TOTO)	1

部位	項目	仕様	員数
多目的器具	小便器手摺	T112CU22 樹脂被覆タイプ「SUS304J(TOTO)	1
	大便器手摺	T112CL10 樹脂被覆タイプ「SUS304J(TOTO)	1
		※衛生陶器、手摺被覆樹脂色は「ホワイト」とする。	

●特記事項
- 外壁の塗装色は、協議の上決定とする。
- 本図トイレ躯体外の給排水及び電気設備に関しては、設備図による。
- トイレ本体の鉄筋コンクリート躯体は、鋼製型枠による躯体一体成型品とする。
- 本製品は、プレキャスト鉄筋コンクリート製品(JIS A 5372)の認定を受けたＪＩＳ工場の品質管理の下、製造された製品とする。
- 本製品は、(一社)日本公園施設業協会の賠償責任保険に加入した製品とする。

平面図　S=1/40

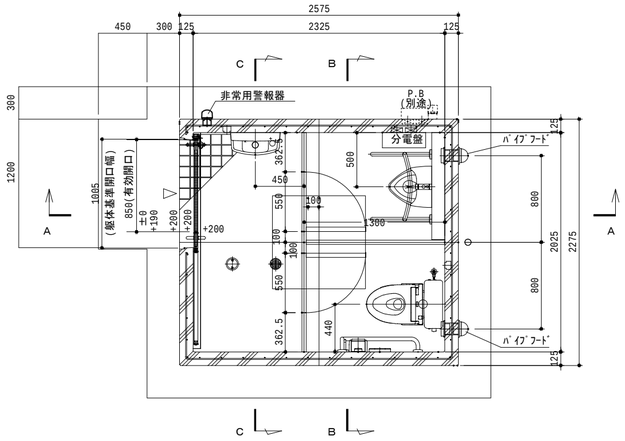

屋根伏図　S=1/40

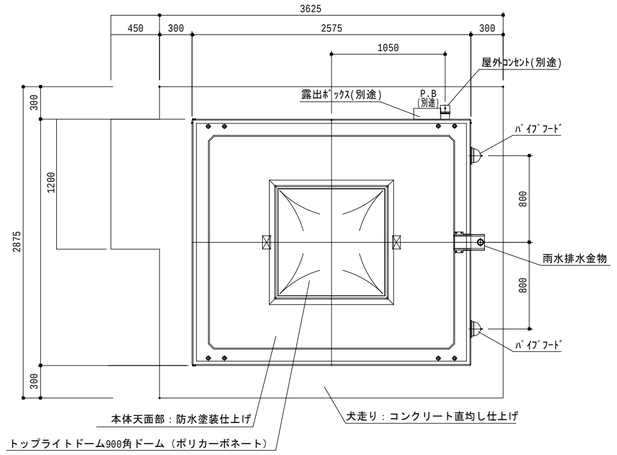

西立面図　S=1/40

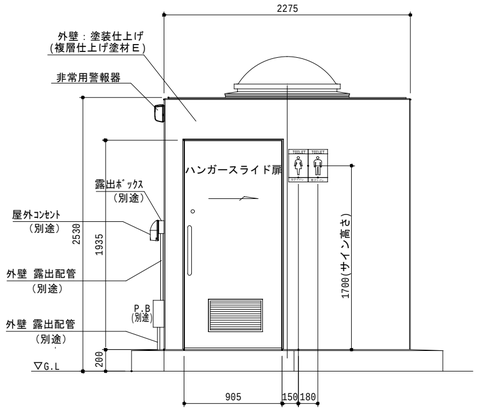

南立面図　S=1/40

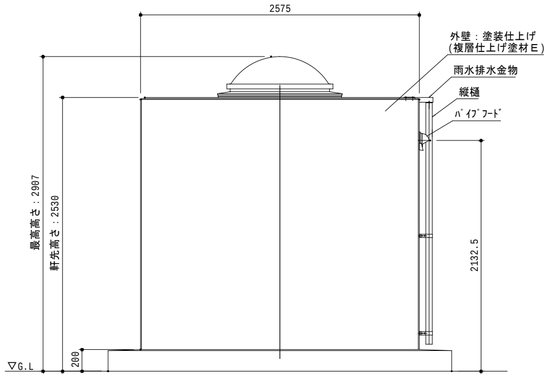

北立面図　S=1/40

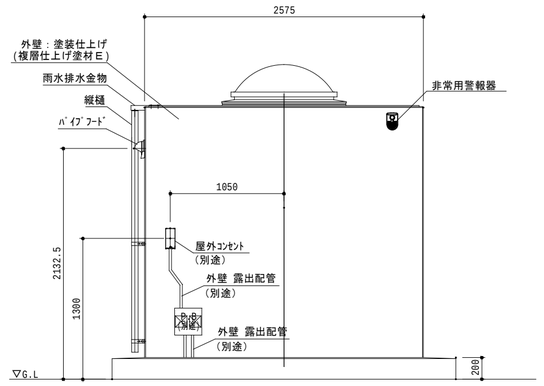

東立面図　S=1/40

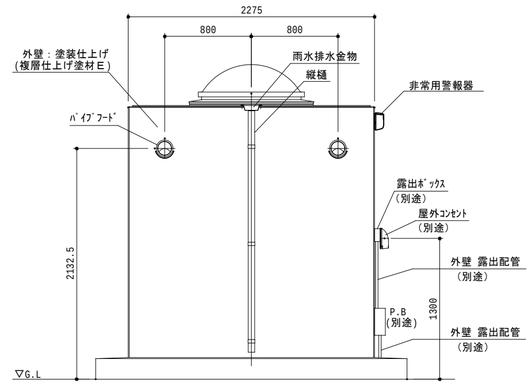

Ａ-Ａ 断面図　S=1/40

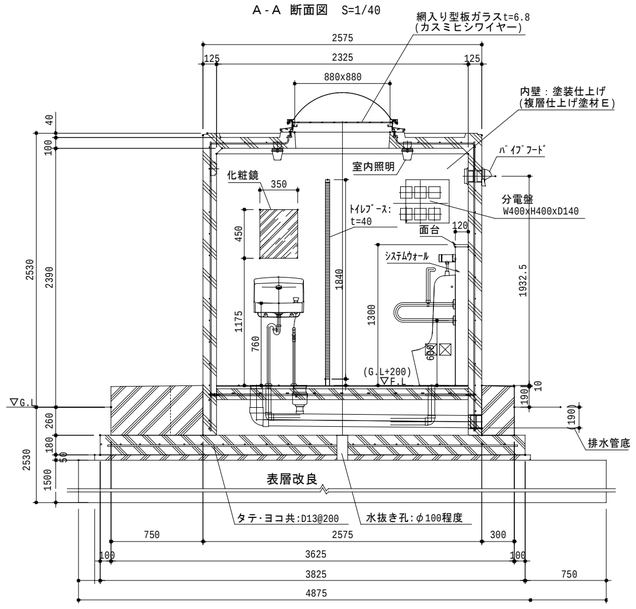

Ｂ-Ｂ 断面図　S=1/40

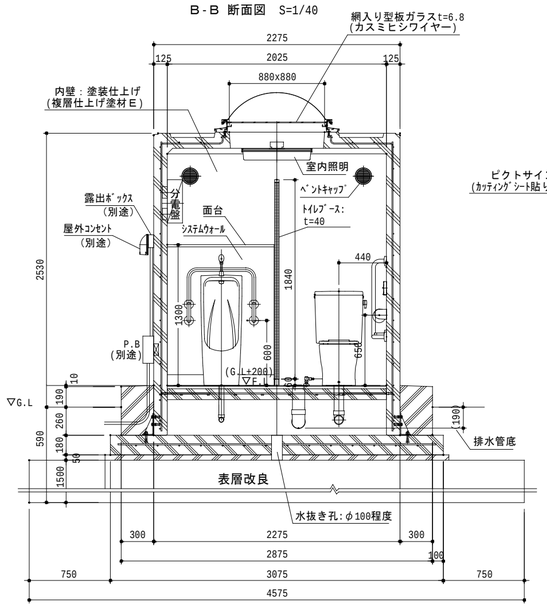

Ｃ 矢視図　S=1/40

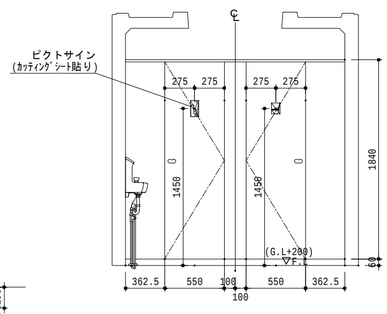

Ｈ.Ｏ.Ｃ株式会社
SLNA-A152　同等品
【参考図】

ピクトサイン 詳細図　S=1/10

男子用	女子用
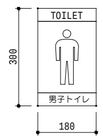	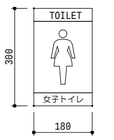
上下帯:青 ベース/文字:白	上下帯:赤 ベース/文字:白 マーク/赤
アルミ複合板-180x300xt3.0 絵柄：インクジェット印刷(UVﾌｨﾙﾑ貼り)	

説明サインＡ・Ｂ 詳細図　S=1/3

Ａ　非常用ボタン用	Ｂ　解除ボタン用
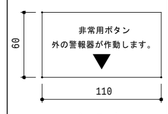	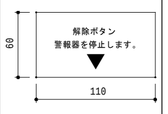
ベース:白 文　字:赤	ベース:白 文　字:黒
アルミ複合板-110x60xt3.0 インクジェット印刷(UVﾌｨﾙﾑ貼り)	

ブース内表示サイン 詳細図　S=1/5

腰掛式便器用	小便器用
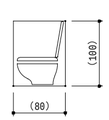	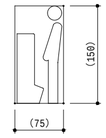
絵柄:カッティングシート貼り（色：黒）	

改修図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	改修　ユニットトイレ詳細図-1		
縮　尺	図示	番　号	25　枚の内　A-15　号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

ユニットトイレ

基礎伏図　S=1/40

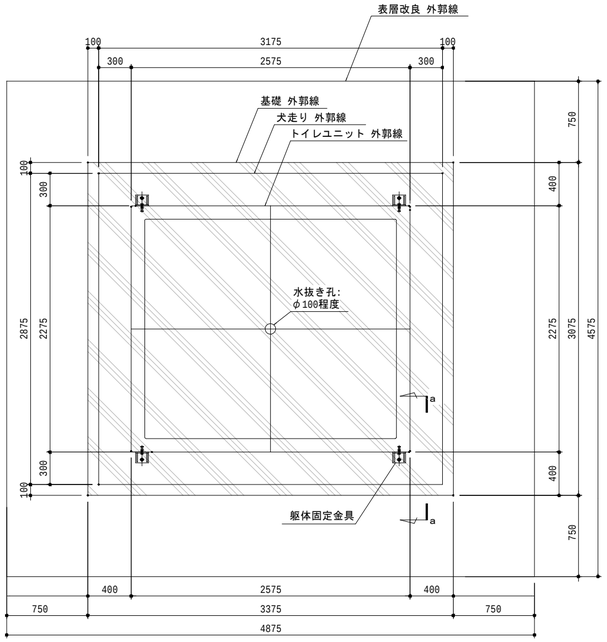

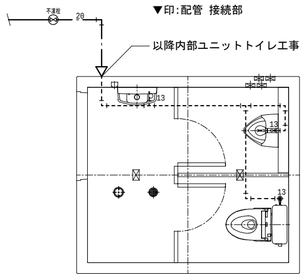

「給水」系統 参考図　1/50

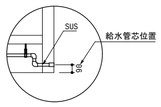

「給水管」接続口 詳細図

・床下引き回し部分の給水管は、ステンレス管
・各器具から給水管接続口までは、水勾配をとる

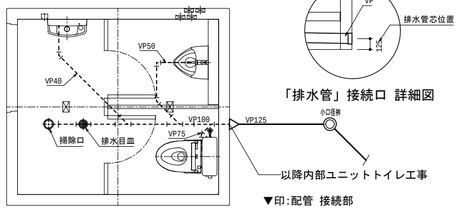

「排水」系統 参考図　1/50

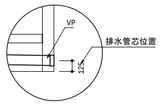

「排水管」接続口 詳細図

「電気」系統 参考図

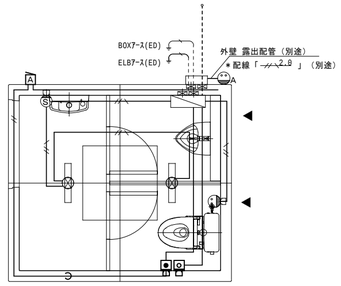

記　号	名　称	備　　考
	電灯分電盤	警報器制御回路付
	室内照明(天面付)	LEDB83911(東芝ﾗｲﾃｯｸ)、AC100V 同等品
	人感知センサー(壁付)	明るさセンサーON　＊壁付け
	コンセント(１口)	洗浄便座用コンセント
A	屋外コンセント(２口)	カバー付接地防水コンセント（簡易鍵付き）
	プルスイッチ付押釦	WS65771(ﾊﾟﾅﾝｺｯｸ)同等品 *常開型
D	解除ボタン	WN5460K(ﾊﾟﾅﾝｺｯｸ)同等品
A	非常用警報器	EA5501 (ﾊﾟﾅﾝｺｯｸ)同等品
	IV1.6x2(PF16)	
	IV1.6x2 E1.6(PF16)	
2.0	IV2.0x2 E1.6(PF16)	
C	予備用空配管	

※　躯体内埋設の配管、ボックス、及び躯体内配線は本体に含みます。

「分電盤」回路図（参考）

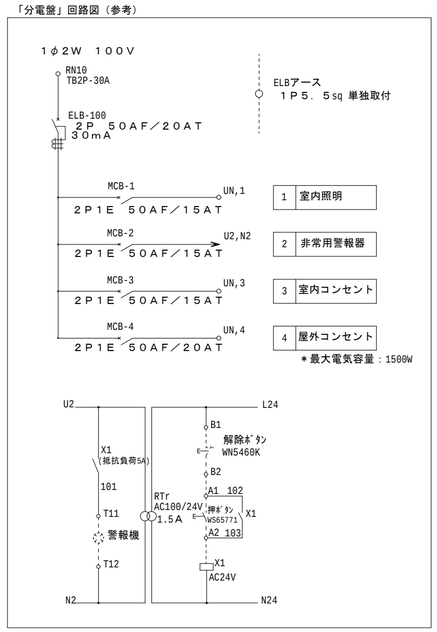

基礎部断面 詳細図(ａ-ａ)　S=1/20

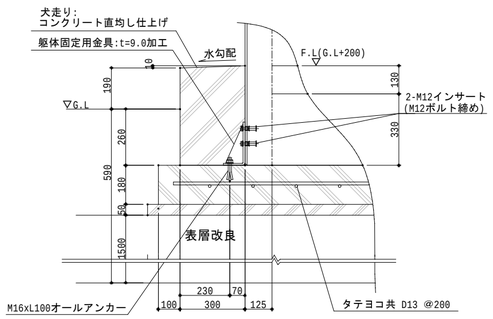

求積図　S=1/40

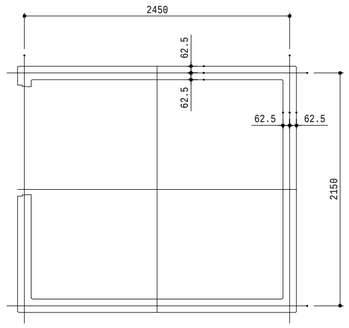

2.45m×2.15m＝5.27㎡

表層改良特記仕様書

1.　一般事項
　(1)　本工事は、本特記仕様書による。
　(2)　使用する機械はバックホウを使用し、改良体を造成できるものとする。
　(3)　本施工に先立ち、施工計画書を監督員に提出する。
　　1.　工事概要および内容
　　2.　工期および工程
　　3.　固化材の添加量
　　4.　施工機械及び仮設設備とその配置
　　5.　品質管理方法
　　6.　本工事施工業者名及び責任者名
　　7.　各作業に従事する主たる人員の組織表
　　8.　環境保全対策および安全対策

2.　特記事項
　(1)　改良地盤の施工土量、設計強度は本設計図のとおりとする。
　(2)　改良体の設計基準強度　Fc= 50kN/㎡(長期)
　(3)　固化材配合量(想定)　　100kg/m³

3.　六価クロム溶出試験
　「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」(国土交通省通知)に基づき、六価クロム溶出試験を実施する。

4.　品質検査
　(1)コア採取方法
　施工中に採取したモールドコアによる供試体で試験を行う。
　(2)コア採取位置
　採取コア位置は、監理者の指示により改良範囲から検査箇所数だけ無作為に抽出する。
　(3)検査箇所数
　採取コアによる一軸圧縮強度の検査箇所数は、２箇所(１箇所あたり供試体３本)とする。
　(4)検査時期
　養生日数は、「2018年版　建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」による。
　(5)コアの養生方法
　採取したコアは、乾燥を防ぐために密封剤で覆い、必要養生日数まで20±3℃で湿空養生する。
　(6)合格判定
　「2018年版　建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」の(5.6.1)式で合格判定を行う。
　　Xi ＞ Fc　　(5.6.1)
　　Xi：各地点の検査結果(kN/㎡)
　　Fc：設計基準強度(kN/㎡)

特記事項

コンクリートの材料（令第７２条）
　「建築工事標準仕様書　ＪＡＳＳ５」４節による。
　セメント　　ポルトランドセメント
　粗骨材　　砂利・砕石、最大径25mm(ラップルは最大径40mm)
　細骨材　　砂・砕砂
　混和剤　　ＡＥ減水剤・高性能ＡＥ減水剤
　塩化物規制　　０．３ｋｇ／ｍ³以下
鉄筋の継手及び定着（令第７３条）
　「建築工事標準仕様書　ＪＡＳＳ５」１０節による。
　柱に取り付く梁の主筋の柱への定着長さは主筋径の40倍とする。
コンクリートの強度（令第７４条）
　「建築工事標準仕様書　ＪＡＳＳ５」３節、５－７節、１１節による。
　コンクリートの種類　　レディーミクストコンクリート
　水セメント比　　６５％以下
　設計基準強度及びスランプ
　　基礎　　Fc=21N/mm²　sl=18cm
　　土間　　Fc=21N/mm²　sl=15cm
　　捨て　　Fc=18N/mm²　sl=15cm

　コンクリートの塩化物に関しては、カンタブによる試験とする。
　圧縮強度試験　４週の供試体は公的試験場による試験とする。
　４週供試体は、現場水中養生とする。
コンクリートの養生（令第７５条）
　「建築工事標準仕様書　ＪＡＳＳ５」８節による。
型枠及び支柱の除去（令第７６条）
　「建築工事標準仕様書　ＪＡＳＳ５」９節による。
　存置期間　　建設省告示第１１０号による。
鉄筋のかぶり厚さ（令第７９条）
　「建築工事標準仕様書　ＪＡＳＳ５」３節、１０節による。
上記以外については「建築工事標準仕様書　ＪＡＳＳ５」による。
使用鉄筋　　ＳＤ２９５Ａ（Ｄ１６以下）
　　ＳＤ３４５　（Ｄ１９以上）
地耐力　　５０kN/㎡(改良天端)

Ｈ.Ｏ.Ｃ株式会社
SLNA-A152　同等品
【参考図】

改修図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	改修　ユニットトイレ詳細図-2		
縮　尺	図示	番　号	25　枚の内　A-16 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

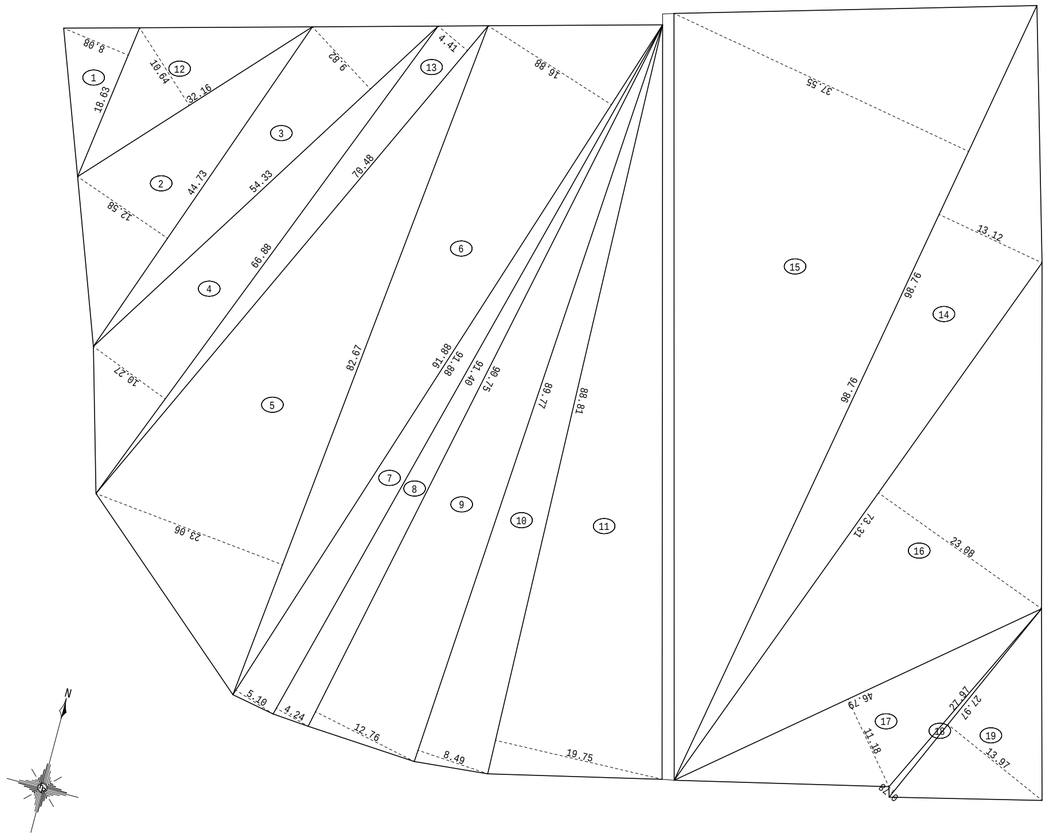

敷地求積図　1：500

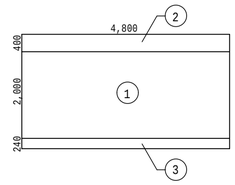

ダッグアウト求積図　1：100

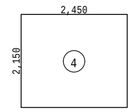

トイレ求積図　1：100

■ダッグアウト求積表

		X		Y		
	1	4.800	x	2.000	＝	9.6000
	2	4.800	x	0.400	＝	1.9200
	3	4.800	x	0.240	＝	1.1520

◆ダッグアウト建築面積

	1.000	＝	9.6000	
小計			9.60 ㎡	…A

◆ダッグアウト床面積

	1～3	＝	12.6720	
小計			12.67 ㎡	…a

■トイレ求積表

		X		Y		
	4	2.450	x	2.150	＝	5.2675

◆トイレ建築面積

	4	＝	5.2675	
小計			5.26 ㎡	…B

◆トイレ床面積

	4	＝	5.2600	
小計			5.26 ㎡	…b

◆敷地面積　＝　9,102.99　㎡

◆建ぺい率　A×2 + B　＝　24.46

24.46　/　9,102.99　＝　0.27%

◆容積率　a×2 + b　＝　30.60

30.60　/　9,102.99　＝　0.34%

■敷地面積求積表

番号	底　辺	高　さ	倍　面　積	面　積
1	18.63	8.08	150.5304	75.26520
2	44.73	12.58	562.7034	281.35170
3	54.33	9.82	533.5206	266.76030
4	66.88	10.27	686.8576	343.42880
5	82.67	23.06	1,906.3702	953.18510
6	91.88	16.88	1,550.9344	775.46720
7	91.88	5.10	468.5880	234.29400
8	91.40	4.24	387.5360	193.76800
9	90.75	12.76	1,157.9700	578.98500
10	89.77	8.49	762.1473	381.07365
11	88.81	19.75	1,753.9975	876.99875
12	32.16	10.64	342.1824	171.0912
13	70.48	4.41	310.8168	155.4084
14	98.76	13.12	1,295.7312	647.8656
15	98.76	37.55	3,708.4380	1,854.21900
16	73.31	23.08	1,691.9948	845.99740
17	46.79	11.18	523.1122	261.55610
18	27.97	0.78	21.8166	10.90830
19	27.97	13.97	390.7409	195.37045
合　計				9,102.99420
敷地面積				9,102.99 ㎡

改修図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	改修　求積図		
縮　尺	1/500,1/100	番 号	25 枚の内　A-17 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

Ａ．　工　事　概　要

1　工事名称　　南部グラウンド改修工事

2　主要用途　　グラウンド

3　工事種別　　⦿ 新築　● 増築　● 改築　● 大規模改修

4　工事場所　　高山市石浦町　地内

5　都市計画法等

都市計画区域　● 都市計画区域内（　● 市街化区域　● 市街化調整区域　● その他　● 都市計画公園　）
● 都市計画区域外

用途地域　● 第一種低層住居専用地域　● 第二種低層住居専用地域　● 第一種中高層住居専用地域
⦿ 第二種中高層住居専用地域　● 第一種住居地域　● 第二種住居地域　● 準住居地域
● 近隣商業地域　● 商業地域　● 準工業地域　● 工業地域　● 工業専用地域
● 用途地域の指定のない区域

防火地域　● 防火地域　● 準防火地域　⦿ 指定なし

その他の指定　● 建築基準法第２２条指定区域内　● 建築基準法第２２条指定区域外

6　工事建物の概要

区　分	野球場（トイレ）	棟	棟	備　考
構　造	RC 造			
階　数	平屋建て			
延べ床面積	5.26 m2			
建築面積	5.26 m2			
消防法施工令別表第一	ー　項	項	項	

7　工事種目　　⦿ 印の付いたものが対象工事

建物別及び屋外 ＼ 工事種別	工事種別	棟	棟	棟			屋　外
●	電灯設備						
●	動力設備						
●	電気自動車用充電設備						
●	電熱設備						
●	雷保護設備						
●	受変電設備						
●	電力貯蔵設備						
●	発電設備						
●	構内情報通信網設備						
●	構内交換設備						
●	情報表示設備						
●	映像・音響設備						
●	拡声設備						
●	誘導支援設備						
●	テレビ共同受信設備						
●	監視カメラ設備						
●	駐車場管制設備						
●	防犯・入退室管理設備						
●	火災報知設備						
●	中央監視制御設備						
⦿	構内配電線路						新設一式
●	構内通信線路						
●	テレビ電波調査						

8　別途工事
●
●
●
●
●
●

Ｂ．　工　事　仕　様　書

1　一般仕様

1）新設工事共通仕様書（Ａ．７ 工事種目において新設・増設一式とあるもの）

（１）特記仕様、図面及び現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）による。

（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。

2）改修工事共通仕様書（Ａ．７ 工事種目において改修・撤去一式とあるもの）

（１）特記仕様、図面及び現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）による。

（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。

3）設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（１）～（５）の順番とおりとする。

（１）質問回答書
（２）現場説明書
（３）特記仕様
（４）図面
（５）標準仕様書及び標準図

2　特記仕様

1）項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。

2）特記事項のうち選択する事項は、⦿ 印の付いたものを適用する。

3）南海トラフ地震防災対策推進地域における工事にあっては、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
上記事実が発生した場合は、契約書第27条（臨機の措置）の規定による。

章	項　目	特　記　事　項
1. 一般共通事項	① 提出書類	高山市ホームページ上に示された書類とし、監督員協議によりその一部を省略することが出来る。
	② 下請契約	本工事において、下請契約を締結する場合には、「高山市公契約条例」(平成３０年４月１日施行)に基づき当該契約の相手方を高山市内に本店(建設業法(昭和２４年法律第１００号)に規定する主たる営業所含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
	③ 工事実績情報の登録	工事請負金額500万円以上(消費税込み)の工事について、工事実績情報を登録するものとする。(登録先:(財)日本建設情報総合センター)
	④ 概成工期	総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期のおおむね10日前までに支障のない状況まで完了していること。
	⑤ 電気保安技術者	⦿ 配置する。　● 配置しない。
	⑥ 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通知するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。
	⑦ 機材等	１） 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設工事材料、リサイクル製品及び特に指定したものは新品でなくともよい。また、これらの設備機材等は、監督員の承諾を受ける。 ２） 主要材料については、契約後、速やかに主要機材の製作所名等一覧表を提出し、監督員の確認を受ける。 ３） 設計図書に記載してあるもの及び監督員の指示する材料、仕上げの程度、色合い等は、あらかじめ見本を提出して確認を受ける。
	⑧ 機材の品質･性能証明	使用する機材が、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2(2)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。
	⑨ 材料搬入報告書の省略について	材料搬入報告書の作成対象は機器類のみとして、配管及び配線資材については報告書の作成を省略する。ただし、当該資材の使用に際しては、設計仕様への適合について事前に監督員の確認を受けることとする。
	⑩ 機器姿図	姿図の形状及び寸法は、概略を示す。
	⑪ 産業廃棄物の適正処理について	産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認する。 廃棄物マニフェスト管理票の写しを提出すること。
	⑫ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出	建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また、工事完了時に同計画書の実施報告書を監督職員に提出するものとする。
	⑬ 騒音・振動の防止	本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）に基づき指定された低騒音型・低振動型建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものととする。
	⑭ 排出ガス対策	本工事においては、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
	⑮ 電気工事士	● 高圧受電　最大電力500kW以上の場合、第一種電気工事士により施工を行う。 ● 高圧受電　最大電力500kW未満の場合、第一種電気工事士又は認定電気工事従事者により施工を行う。 ⦿ 一般電気工作物（低圧：600V以下）の場合、第一種電気工事士又は第二種電気工事士により施工を行う。
	⑯ 工事写真 ・竣工写真	本工事においては、「営繕工事写真撮影要領（令和5年改訂）」及び「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による他、監督員の指示により撮影し提出する。 ＣＤ－Ｒ及び工事書類として提出する。

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	電気設備工事仕様書（１）		
縮　尺	ー	番　号	25　枚の内　E-01 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

1．一般共通事項

⑰	監督職員事務所	⊙ 設けない　　• 設ける（　　号）　　• 既設建物を使用
⑱	工事用電力･水その他	本工事に必要な工事用電力・水等及び諸手続きなどに要する費用はすべて受注者の負担とする。
⑲	工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。 ただし、設置条件は、構内につくることが　（　⊙ できる　　• できない　）。
20	足場・桟橋類	• 別契約の関係受注者の定置する足場、桟橋の類は、無償で使用できる。 • 本工事で設置する。 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置方式又はは（３）手すり先行専用足場方式により行う。
㉑	施工計画書	総合施工計画書　工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を工事の着手に先立ち作成し、監督員に提出する。 特定元方事業者を含めた安全管理計画を立案すること。 工種別施工計画書　該当する工種別に作成し、監督員に提出する。
㉒	施工図等	施工図等の著作権にかかる使用権は、発注者に移譲するものとする。 工事着手に先立ち、詳細施工図を作成し監督員の承諾を受けた後、施工するものとする。
㉓	完成図等	完成図等は、標準仕様書第1編第1章第7節「完成図等」により作成する。 完成図をＣＡＤにより作成する場合の保存形式及び保存媒体は、監督員の指示による。 ⊙ 既存完成図（ＣＡＤデータ）修正
㉔	営繕工事電子納品	営繕工事電子納品要領による。
㉕	火災保険等	工事施工中、火災保険または、それに代わる請負賠償責任保険等に加入し、証書の写しを書面の写しを工事着手後14日以内に提出する。 加入期間は工事着手より、完成引渡しまでの期間を満足すること。(完了日後14日)
㉖	重点監督対象工事	当該工事が高山市重点監督対象工事となった場合は、その扱いによるものとする。
㉗	軽微な変更等	現場の納まり、取合いなどの関係による協議の中で、設計図書によることが困難又は、不都合な場合の軽微な変更は、監督員の指示による。この場合、請負金額の変更は行わない。
㉘	不当介入における通報義務	妨害又は不当介入に対する通報義務 １） 受注者は契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。 ２） 受注者は暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。
㉙	残土処分	※構外搬出適切処理（再資源化処理施設へ搬入する）　⊙構内盛土、既存ＷＣ跡へ埋め戻し ⊙構内指示の場所に堆積 (グラウンド赤土が対象)　・構外指示の場所に処分 ※当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所　関係法令等に従い，適切に処理する公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出先は，処分状況が確認できるよう，写真撮影を行うとともに，計量伝票等を報告書にまとめ監督員に提出する。 ・残土処分地：
㉚	他工事との工事区分	図面に特記なき場合、別表「Ｃ．工事区分表」による。ただし、これにより難い場合は監督員と協議する。
31	合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう管（ＰＦ管）及び付属品は、タイプ－25のものを使用する。なお、電力用位置ボックス類は原則として合成樹脂製とするが、コンクリート打込み部分は金属製としても良い。ただし、金属製とする場合は当該ボックスには接地を施すものとする。 また、ボックス類を外部に面した壁に打込む場合はボックスに保温・結露対策の処置を施すこと。
32	薄鋼電線管	薄鋼電線管は表示されているものと同一外形のねじなし電線管を使用しても良い。
㉝	電線本数・管路等	分電盤、制御盤、端子盤などの二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、機械室等の床配線は図面上ＰＦ管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長にわたって接地線を設ける。
34	金属製電線管の塗装	次の露出配管は塗装を行う。 • 屋　外　（　　）　• 屋　内　（　　）
㉟	保護管	ケーブル配線の保護管は、標準仕様書の金属管配線、合成樹脂管配線の項による。
36	最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。
37	呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
38	プレートの材質	フラッシュプレートは、図面に特記なき場合は次による。 • 金属製（ステンレス・新金属製を含む）　• 樹脂製
39	位置ボックス等	ケーブルころがし配線で送り配線端子のある場合は、照明器具、スピーカー、感知器の位置ボックスは、不要とする。
40	ＥＭ－ＥＥＦケーブルの仕様について	３心以上のＥＭ－ＥＥＦケーブルについて、１心を接地線として使用する場合は当該心線絶縁体の識別色が緑色である材料を使用すること。
㊶	地中配線の埋設深さ等	地中配線で、特記なき埋設深さは0.6m以上とする。なお、地中配線には標識シート等（２倍長以上重ね）を設ける。
㊷	地中線の埋設標	構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は、次による。 • 鉄製（　　箇所）　⊙ コンクリート製（　　箇所）
43	ハンドホールの鉄蓋	ハンドホール等の鉄蓋は、鋳型流し込みで用途名を表示する。 • 構内配電線路の用途名（ • 電力　• 高圧　）　• 構内通信線路の用途名（ • 通信　• 　） • 共用する場合の用途名（ • 電気　• 　）
㊹	電力・電話等の引き込み	電力及び電話等引き込み線の引留方法、位置については電力会社及び電気通信事業者等と打合せのうえ監督員と協議により施工する。

1．一般共通事項

㊺ 接　地　極

図面に特記無き場合は、次表の「接地極一覧表」による。

接地の種類	記　号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
• 共同接地	$E_{A・B・C・D}$	Ω以下	ＥＢ（D=14、L=1,500　または　W=40、L=1,200）×３連－２組
• 共同接地	$E_{A・C・D}$	１０Ω以下	ＥＢ（D=14、L=1,500　または　W=40、L=1,200）×３連－２組
• Ａ　種	E_A	１０Ω以下	ＥＢ（D=14、L=1,500　または　W=40、L=1,200）×３連－２組
• Ｂ　種	E_B	Ω以下	ＥＢ（D=14、L=1,500　または　W=40、L=1,200）×３連－２組
• Ｃ　種	E_C	１０Ω以下	ＥＢ（D=14、L=1,500　または　W=40、L=1,200）×３連－２組
⊙ Ｄ　種	E_D	Ω以下	ＥＢ（D=10、L=1,000　または　W=30、L=900）　×１
⊙ 漏電遮断器回路用	ＥＬＣＢ	１００Ω以下	ＥＢ（D=10、L=1,000　または　W=30、L=900）　×１
• 高圧避雷器	E_{LH}	１０Ω以下	ＥＢ（D=14、L=1,500　または　W=40、L=1,200）×３連－２組
• 交換装置用	E_t	１０Ω以下	ＥＢ（D=14、L=1,500　または　W=40、L=1,200）×３連－２組
• 通信用	E_{At}	１０Ω以下	ＥＢ（D=14、L=1,500　または　W=40、L=1,200）×３連－２組
• 通信用	E_{Dt}	１００Ω以下	ＥＢ（D=10、L=1,000　または　W=30、L=900）　×１
• 電話引込口の保安器用	E_{Dt}	１００Ω以下	ＥＢ（D=10、L=1,000　または　W=30、L=900）　×１
• 測定用	E_D	１００Ω以下	ＥＢ（D=10、L=1,500　または　W=30、L=1,200）×３連－１組
• 構造体接地		Ω以下	
• 等電位接地		Ω以下	

㊻ 機器取付高さ

図面に特記なき場合は、次による。

		名　称	測　点	取付高さ(mm)
電力共通		積算計器	地　上～窓中心	1,800～2,000
電力共通		引込開閉器	地　上～中　心	1,800～2,200
電力共通				
電灯		分電盤	床　上～中　心	1,500 (上端1,900以下)
電灯		スイッチ	床　上～中　心	1,300
電灯		スイッチ（自動扉）	床　上～中　心	1,800
電灯		スイッチ（人感センサ）	床　上～中　心	1,800
電灯	コンセント	（一般）	床　上～中　心	300
電灯	コンセント	（和室）	床　上～中　心	150
電灯	コンセント	（台上）	台　上～中　心	150～　200
電灯	コンセント	（土間）	床　上～中　心	500
電灯	コンセント	（外壁・屋外）	地　上～中　心	800
電灯	ブラケット	（一般）	床　上～中　心	2,100～2,300
電灯	ブラケット	（踊場）	床　上～中　心	2,000～2,500
電灯	ブラケット	（鏡上）	鏡上端～中　心	150
電灯	ブラケット			
動力		壁掛形制御盤	床　上～中　心	1,500 (上端1,900以下)
動力		手元開閉器	床　上～中　心	1,500
動力		制御スイッチ	床　上～中　心	1,300
構内交換		室内端子盤	床　上～下　端	300
構内交換		集合保安器箱	天井下～上　端	200
構内交換		壁付電話機	床　上～中　心	1,300
構内交換	アウトレット	（一般）	床　上～中　心	300
構内交換	アウトレット	（和室）	床　上～中　心	150
構内交換	アウトレット		床　上～中　心	
構内交換	アウトレット			
時計		壁掛形親時計	床　上～中　心	1,500 (上端1,900以下)
時計		子時計	床　上～中　心	天井高×0.9
拡声		壁掛形スピーカ	床　上～中　心	天井高×0.9
拡声		壁付アッテネータ	床　上～中　心	1,300
拡声				

		名　称	測　点	取付高さ(mm)
出退表示		情報表示盤	床　上～中　心	天井高× 0.9
出退表示		壁付発信機	床　上～中　心	1,300
出退表示		ベル・ブザー・チャイム	床　上～中　心	2,300
出退表示		壁付押釦（一般）	床　上～中　心	1,300
出退表示				
誘導支援		壁付インターホン(一般)	床　上～中　心	1,300
誘導支援		〃（身体障害者）	床　上～中　心	1,100
誘導支援		壁付アウトレット(一般)	床　上～中　心	300
誘導支援		壁付アウトレット(和室)	床　上～中　心	150
誘導支援		呼出釦　(多目的便所)	床　上～中　心	900
誘導支援		復帰釦	床　上～中　心	1,500～1,800
誘導支援				
テレビ共同受信		機器収容箱	天井下～上　端	200
テレビ共同受信		直列ユニット　(一般)	床　上～中　心	300
テレビ共同受信		直列ユニット　(和室)	床　上～中　心	150
テレビ共同受信				
テレビ共同受信				
テレビ共同受信				
火災報知		受信機・副受信機	床　上～中　心	800～1,500
火災報知		機器収容箱・発信機	床　上～中　心	800～1,500
火災報知		警報ベル	床　上～中　心	2,300
火災報知		表示灯	床　上～中　心	2,100
火災報知		ガス用検知器(LPG)	床　上～上　端	300
備考				

注）１） 天井高3,000以上の場合及び上記取付高さにおいて機器の使用に支障が生じる場合は、監督員と協議する。
２） 意匠に関する部分（正面玄関･玄関ホール･EVホール･上級室･会議室）の取付位置は、監督員と協議すること。
３） 表記は原則とし、施工前に監督員の承諾を受ける。

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	電気設備工事仕様書（２）		
縮　尺	―	番 号	25　枚の内　E-02 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

1. 一般共通事項

47 耐震措置

設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、点灯、破損等が生じないようにする。

1） 設計用水平地震力は機器重量に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は次の表による。

＜施設区分＞ ● 特定の施設 ● 一般の施設

＜重要機器＞ ● 配電盤 ● 発電装置(防災用) ● 交流無停電電源装置 ● 直流電源装置 ● 交換装置 ● 中央監視制御装置 ● 自動火災報知受信機 ● 総合盤 ● 放送架 ● ● ●

＜上層階の定義＞ ２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、
１０～１２階建の場合は上層３階、１３階以上の場合は上層４階

＜中層階の定義＞ 地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの

局部震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度

設置場所	特定の施設（甲類・乙類）		一般施設（乙類）	
	重要機器・水槽	一般機器・水槽	重要機器・水槽	一般機器・水槽
上層階、屋上及び塔屋	２．０ （２．０） 〈２．０〉	１．５ （２．０） 〈１．５〉	１．５ （２．０） 〈１．５〉	１．０ （１．５） 〈１．０〉
中間階	１．５ （１．５） 〈１．５〉	１．０ （１．５） 〈１．０〉	１．０ （１．５） 〈１．０〉	０．６ （１．０） 〈０．６〉
地下、１階	１．０ （１．０） 〈１．５〉	０．６ （１．０） 〈１．０〉	０．６ （１．０） 〈１．０〉	０．４ （０．６） 〈０．６〉

（注）（ ）内数値は防振支持の機器に適用する。 〈 〉内数値は水槽類に適用する。

2） 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

48 天井仕上区分

（ ）書き、または△を頭に付した室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

㊾ 安全施設の使用・設置

1） 安全施設の使用・設置は関係法令等を順守するほか次のとおり講じなければならない。
(1) 原則、昇降用梯子で作業しないこと。ただし、やむを得ず作業する場合は、作業する高さに関わらず安全帯を使用しなければならない。
(2) 墜落制止用器具は一連の作業において親綱の架け替え等が生じる場合は、本作業用、補助用の２丁掛としなければならない。

㊿ 定期安全訓練・研修等

1） 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、次の各号から期的に実施する内容を選択し、定安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
さらに、工事内容や現場状況に応じて、過去の事故事例集（下記URL参照）の活用により、工事現場で想定される事故防止対策を必ず実施すること。
(1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
(2) 当該工事内容等の周知徹底
(3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
(4) 当該工事における災害対策訓練
(5) その他、安全・訓練等として必要な事項

51 そ の 他

1） 本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を岐阜県内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。
2） 本工事において、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は岐阜県内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は岐阜県産とするよう努めること。
3） ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について
(1) ディーゼルエンジンを動力とする車両には、JIS規格の軽油を使用すること。
(2) ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には、協力すること。
4） コンセントプレート、中継ボックス及びＯＡフロアー内ハーネスジョイントボックスには、行先分電盤名、回路名を表示すること。
5） キュービクル及び各分電盤には幹線系統図を作成し、各々に添付すること。

2. 電力・受変電・発電

1 照明制御 総合動作試験

照明制御の総合動作試験は次に示す事項について行い、監督員に試験成績書を提出し承諾を受けること。
- 目標照度設定のための各調光センサー（夜間及び日中）
- 在不在制御機能の動作及び動作時間設定のための調光人感センサー
- タイムスケジュール制御における点滅及び調光制御の動作確認
- 外光センサーによる点滅及び調光制御のための動作確認

注）上記試験項目は全数確認とする。

2 照度測定

一般照明の照度測定を（ 箇所）測定し、監督員に報告する。なお、測定場所は、監督員との協議による。

3 発電機回路

発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。なお、特記なき場合、自家発電装置に接続する回路は原則として赤色コンセントとする。また、発電機回路用ケーブルの被覆も色分けすること。

4 自家発電設備の配管工事等

原動機・発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線は監督員の承諾を受けて多少相違しても差し支えない。

5 電動機等の接地

金属管配管において、電動機容量7.5ｋｗ以下は金属管を接地線とする。

6 分電盤等

本工事の分電盤、ＯＡ盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器の寸法と定格は、JIS C 8201-2-1：付属書JC（参考）「電灯分電盤用協約形回路遮断器」によるものとし、特記なき場合、JIS協約形の1Pサイズ（100V2P1E、200V2P2E）とする。
また、漏電遮断器の寸法と定格は、JIS C 8201-2-2：附属書JC（参考）「電灯分電盤協約形回路遮断器」によるものとし、特記なき場合、JIS協約形の1Pサイズ（100V2P2E）とする。

7 ＯＡ盤・端子盤

ＯＡ盤の端子盤部及び端子盤には、換気口を設けるものとする。

2. 電力・受変電・発電

8 インバータ装置の規約効率

三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

9 低圧配電盤

低圧配電盤に用いる配線用遮断器は埋込型（フラッシュプレートタイプ）とする。

⑩ 設備機器容量等

本工事及び別契約の関連工事において設備機器容量等が相違する場合は、関連する設備の施工及び機器製作前に監督員と協議し、指示を受けること。

11 ケーブルの種別

EM-高圧架橋ポリエチレンケーブルは、JCS 4395「6600V 架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型)によるものとし、次による。

呼称（図示記号）	種 類
6kv EM-CE(EE)	6600V 架橋ポリエチエレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル （6600V CE/F(EE)）
6kv EM-CET(EE)	6600V トリプレックス形架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル （6600V CET/F(EE)）

3. 通信・情報

1 ケーブル

ＥＭ－ＣＰＥＥケーブルは、ＥＭ－ＦＣＰＥＥを使用しても良い。
ＥＭ－ＵＴＰケーブルは、使用用途が判別できるようシース色等を変えること。

2 非常放送用スピーカ

１Ｗ （ Ｌ級 Ｍ級 Ｓ級 ）
３Ｗ （ Ｌ級 Ｍ級 Ｓ級 ）

3 電界強度の測定

最上階フロアのコンクリート打設前に、受信電波の電界強度測定を１ヶ所以上行うこと。
また、その報告書を監督員まで提出すること。

4. 改修一般事項

1 施工調査

下記によるほか、改修工事標準仕様書による。
事前調査
調査項目（ ● 既存資料調査 ● 既存配線ルート ● ）
調査範囲（ ● 図示 ● 工事範囲 ● ）
調査方法（ ● 図示 ● 目視 ● ）

2 仮設備

仮設備項目（ ● 受変電 ● 発電 ）
仮設備期間（ ● 図示 ● ヶ月 ）

3 養生

既存部分の養生は、改修標準仕様書第１編第１章による。
養生範囲（ ）
養生方法（ ）

④ 発生材の処理

● 引き渡しを要するもの （ ● 再使用可能な撤去機器類 ）
● ＰＣＢ含有調査を要するもの（ ● 照明器具 ● 変圧器 （ｷｭｰﾋﾞｸﾙ･変圧器にPCB無し） ）
⊙ 再生資源化を図るもの （ ● 蛍光ランプ ● 白熱灯、HID灯 ⊙金属類 ⊙梱包材 ）
● 石綿含有品 （ ● ● ● ● ）
※照明器具安定器にPCBが使用されている場合は、安定器を本体より分離し金属箱等に収納し表示を付けて建物管理者に引き渡す。

5 は つ り

既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

6 再使用機器

取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後、取付ける。ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督員に報告する。

⑦ 既設との取合い

本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。

○追記事項

① 建設機械

1）本工事においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正 平成16年9月24日国土交通省告示第1151号）に基づき指定された建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議の上、必要書類を提出するものとする。
2）本工事においては、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省経機発第249号、最終改正 平成14年4月1日国総施第225号）に基づき指定された建設機械を使用する。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
排出ガス対策建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

② 軽微な変更等

現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状、寸法等の軽微な変更は、監督員の指示による。なお、この場合の請負金額の変更は行わない

③ 下請契約

本工事において、下請契約を締結する場合には、「高山市公契約条例」（平成30年4月1日施行）に基づき、当該契約の相手方を高山市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。
下請け業者の選定に当たっては高山市入札参加資格停止の処置がされていないこと。

④ 事故報告

工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に提出する。

⑤ 重点監督対象工事

当該工事が高山市重点監督対象工事となった場合は、その取扱いによるものとする。

⑥ 経年検査

建築竣工引渡後１年が経過した時点において係員立合のもとで１年検査を行い、工事不良の為生じたと認められる損害等についても、係員の指示に従い改修しなければならない。
なお、その費用については請負者の負担とする。

⑦ 損害保険

工事中出来高部分と工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器などに火災保険または建設工事保険を付し、その証券の写しを監督職員に提出する。
1）損害の補填条件
a.火災、落雷、爆発又は破裂
b.台風、旋風、暴風、暴風雨の風災
2）保険金
原則として請負金額とする。
3）保険の期間
保険の加入の時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後１４日までとする。
4）協議
この取扱いにより難い事項については、必要に応じて請負者は、監督職員と協議するものとする。

⑧ 実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、事前に計画書を提出し監督職員の確認を得た上で実施し、実施後に実施報告を提出することができる。

⑨ 工事着手前協議について

1）本工事の受注者は、契約後１～２週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行うこと。
2）協議に当たっては、別に定める「施工打ち合わせ記録簿」に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。なお、協議日の設定については、受注者側が事前に監督員と連絡をとり設定しておくこと。
3）協議に当たって、発注者側は監督員及び担当係長又は課長、受注者側は現場代理人及び主任技術者が出席するものとする。
4）協議時、「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄は監督員が記入し、最後に確認を行い監督員・担当係長又は課長の確認印を押印し、写しを現場代理人（主任技術者）が受け取ること。

⑩ 電子メールの利用

本工事の施工中における受発注者間の情報共有は、電子メールを利用すること。運用にあたっては、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」による他、工事着手前協議時に監督員と協議の上、決定するものとする。

⑪ ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ車両の適正燃料の使用について

1）ディーゼルエンジンを動力とする車両にはＪＩＳ規格の軽油を使用すること。
2）ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。

⑫ 工事書類の簡素化

1）実施にあたっては「工事書類簡素化要領」（技191号平成22年6月30日改正）に基づいて実施すること。

⑬ 提出書類等

高山市ホームページ上に示された書類とし、監督員協議によりその一部を省略することができる。

⑭ 施工中の安全確保

1）「建築基準法」「労働安全衛生法」その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」に従うとともに「建築工事安全施工技術基準指針」を参考に施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
2）安全委員会の組織を構成するとともに、「日常活動（安全朝礼・ミーティング・ＫＹ活動 工事打合せ等）」及び「月例行事（安全パトロール・安全協議会・安全大会等）」の実施と記録を行う。

⑮ 休日

本工事は、完全週休2日制を原則とした、週休2日制工事（現場閉所）とする。
詳細は、「高山市発注の建設工事に係る週休2日制工事実施要領」に従う。

工事名	南部グラウンド改修工事		
図 名	電気設備工事仕様書（３）		
縮 尺	―	番 号	25 枚の内 E-03 号
設 計 年 月 日	令和７年９月		
設 計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士 第266975号 門 秀樹		
高 山 市			

分電盤 結線図

M 引込盤 L－M　　設置場所：屋外（引込小柱）　　型式：屋外露出形、鍵付

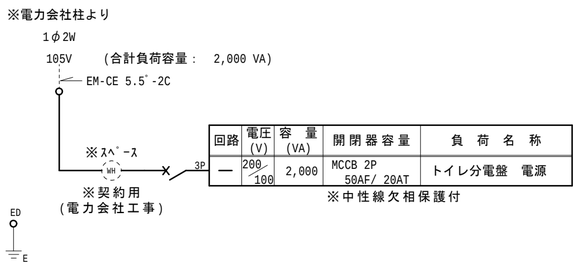

回路	電圧 (V)	容量 (VA)	開閉器容量	負荷名称
—	200/100	2,000	MCCB 2P 50AF/ 20AT	トイレ分電盤 電源

※中性線欠相保護付

引込柱 姿図（参考図）　※形状及び、寸法等は参考とする。

※コンクリート基礎とも本工事とする。

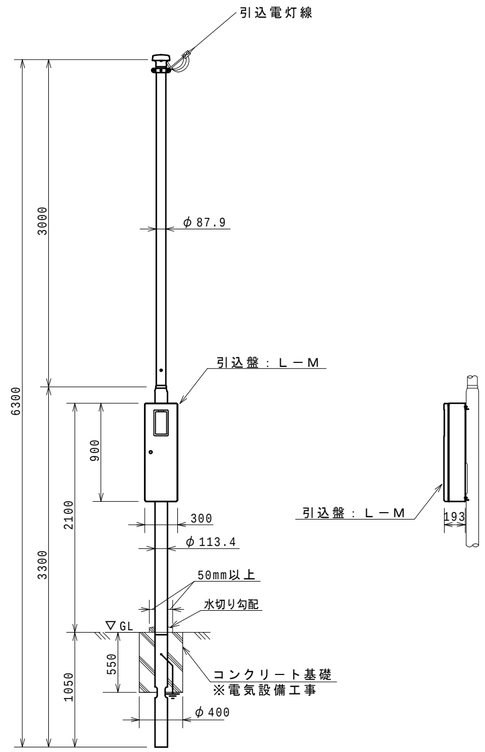

用途	電灯	
全長	6.3m	
表面処理	ﾎﾟｰﾙ本体	ﾌﾛｰｺｰﾄ溶融亜鉛めっき後ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ樹脂被覆
	ﾎﾞｯｸｽ	溶融亜鉛めっき鋼板にﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ粉体塗装
色調	ｺｰﾋｰﾌﾞﾗｳﾝ	
実用最大引き込み径間（丙種風圧荷重）	23m以下	電灯（DV 14mm2 ×3）

改修 部分配置図（1）

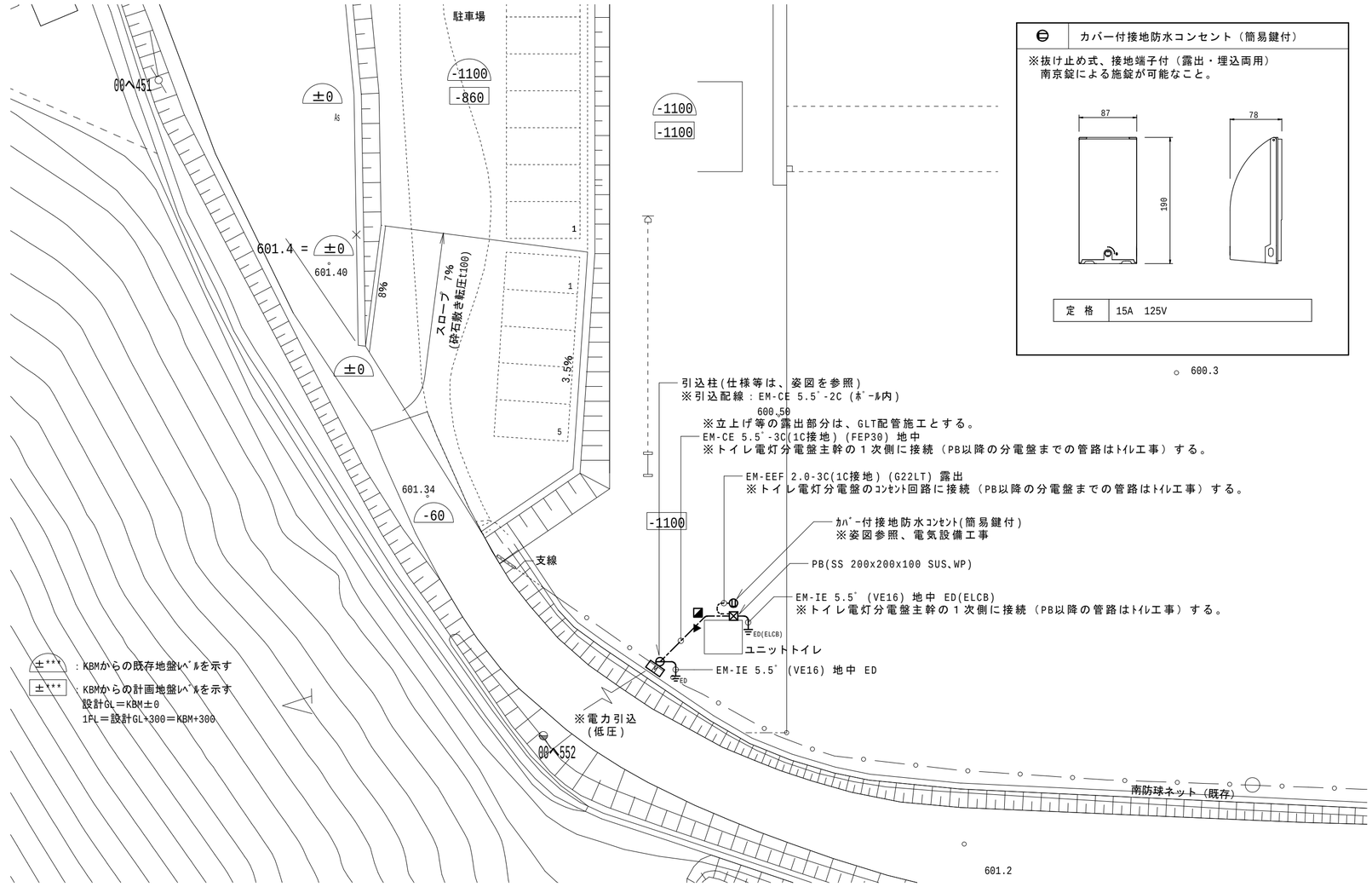

カバー付接地防水コンセント（簡易鍵付）

※抜け止め式、接地端子付（露出・埋込両用）
南京錠による施錠が可能なこと。

定格	15A 125V

凡例

記号	名称	仕様	備考
⊠	引込盤	分電盤結線図参照	
WH	電力量計	電力会社工事（契約用）	
⊖	コンセント	姿図参照	
⊠	プルボックス	平面図注記を参照	
----------	配管配線・ｹｰﾌﾞﾙ配線	露出	
—·—·—	配管配線・ｹｰﾌﾞﾙ配線	地中埋設	
⊖	引込柱	姿図を参照	
◪	埋設標	コンクリート製	
⏚ED	接地工事	D種　接地工事	

改修（撤去） 部分配置図（2）

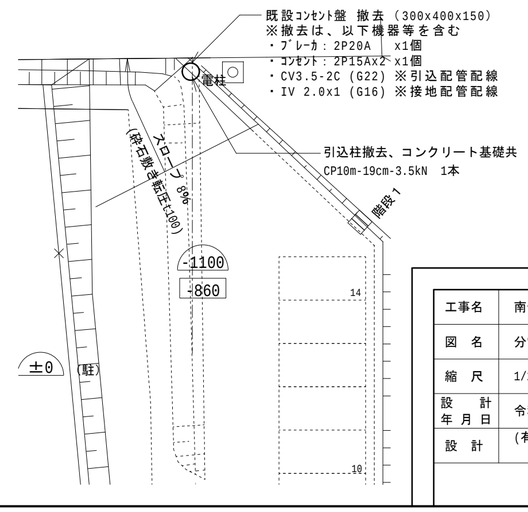

工事名	南部グラウンド改修工事		
図名	分電盤結線図、改修 部分配置図、凡例		
縮尺	1/250,1/100	番号	25 枚の内 E-04 号
設計年月日	令和７年９月		
設計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士 第266975号 門 秀樹		

高 山 市

機械設備工事　特記仕様書

1．工事概要

1．工事名称　南部グラウンド改修工事

2．工事場所　高山市石浦町　地内

3．建物概要・工事種目　野球グラウンド

建物概要								
	棟名称	外部						
	用途	野球グラウンド						
	構造							
	延面積（m^2）	24.46㎡						
①	給水設備	○						
②	排水通気設備	○						
③	衛生器具設備	○						
4	給湯設備							
5	ガス設備							
6	換気設備							
7	冷暖房設備							
8	消火設備							

2．工事仕様

1）共通事項

図面及び特記仕様書に明記なき事項はすべて下記を適用する。

⊙ 工事請負契約書

⊙ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）〔令和７年版〕　（以下「標準仕様書」という。）

・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」

※ 建築工事・電気設備工事に関する事項は、それぞれの標準仕様書に準ずる事

この仕様書は下記の要領により適用する。

（１）項目は○印内に数字のあるものを適用する。

（２）特記事項は◎印だけを適用する。

設計図書の優先順位は次の通りとする。（１）現場説明書（質疑回答書）（２）工事仕様書（３）設計図書（４）標準仕様書

2）特記事項

（１）使用材料

⊙ 使用資材については、ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの含まれる量等に充分注意し資材の選定を行うこと。

⊙ 上記が含まれる資材を使用する場合は監督員と協議し、指定濃度となるよう枯らし期間を充分取り施工を行うこと。

（２）ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物

・ 文部科学省における「学校環境衛生の基準」に従いホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の基準を定める。

ホルムアルデヒド	１００μg/m^3（０．０８ｐｐｍ）以下
トルエン	２６０μg/m^3（０．０７ｐｐｍ）以下
キシレン	８７０μg/m^3（０．２０ｐｐｍ）以下
パラジクロロベンゼン	２４０μg/m^3（０．０４ｐｐｍ）以下
エチルベンゼン	３８００μg/m^3（０．８８ｐｐｍ）以下
スチレン	２２０μg/m^3（０．０５ｐｐｍ）以下

（３）室内汚染物質測定

・ 請負者は上記の基準以下であることを指定検査センターにて検査確認し、工期内に引渡しを行うこと。又ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の濃度が基準以上だった場合は、請負者が直ちに原因を特定し汚染源の除去を行い再度検査確認をする。除去及び再検査に要した費用の全ては請負者の負担とする。

（４）発生材処理

⊙ 引渡しを要するものは監督員の指定する場所に整理しリストを作成の上施設管理者へ引き渡す。又引渡しを要しないものは全て場外に搬出し下記の建設廃棄物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。

（５）建設廃棄物

⊙ 処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「岐阜県廃棄物の適正処理に関する条例」「岐阜県建設廃棄物適正処理の三原則」の規定を遵守し適正に処理する。

⊙ 混合物の処理については管理最終処分場に持ち込むものとする。

（６）再資源化施設への搬出

⊙ 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。

・ コンクリート塊　・ アスファルトコンクリート塊　・ 木屑　・ 石膏ボード屑　・ 繊維屑

・ 鉄・アルミ・ステンレス屑　・ ガラス・陶磁器屑　・ プラスチック類　・ 混合廃棄物

（７）再生資材の利用

・ 下記の資材については再生資材を使用する。

資材名	規格	使用場所	備考
再生加熱アスファルト混合物	プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）	構内アスファルト	
再生クラッシャラン	プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）	アスファルト舗装下基礎・土間下	

3）一般事項

① ．本工事の請負者は工事仕様書・標準仕様書に基き施工する。

② ．本工事に関係ある法令・政令・告示・条例等はよくこれを遵守し必要書類の届出・手続き等は請負者がこれを代行する。これに要する費用は請負者の負担とする。

③ ．本工事施工に際し現場の納まり又は取合上の器具の取付位置・取付工法等の軽微な変更が生じた場合は係員の指示により行う。この場合請負金額の増減は行わないことを原則とする。

④ ．本工事に使用する機器・材料で特に必要と認めるものについては監督員の立会いの上検査を行う。

⑤ ．本工事に使用する機器・材料等はＪＩＳ規格に指定されたもの又は同等品以上のものとし監督員の承諾を受ける。尚、図中明記の品番については、参考品番とする。

⑥ ．本工事における配管施工・保温施工は　・　一般　⊙ 寒冷地　仕様とする。

⑦ ．本仕様書・設計図に明記なき事項でも本工事完成の為機能上・構造上・外観上当然施工を要する事項は請負金額の増減なく完全に施工のこと。

⑧ ．本設計図書内明記の既設配管は、既設図面及び所轄支所担当課指示に基づき作成されている為、既設の状況と図面との間に差異が生じ、本設計書による事が困難な場合は、監督員と打合せの上、その指示に従い施工する。

⑨ ．撤去及び取壊し工事は、既存設備の概要を充分に調査・把握・検討した後着工する事。

⑩ ．請負者は、建設工事保険に加入し、証書の写しを係員に提出する事。

⑪ ．建築竣工引渡後、原則として５年以内（特に指定のある工種を除く）において、工事不良の為生じた認められる損害等については、請負者の費用負担にて敏速丁寧に改修しなければならない。ただし、工事不良が故意または重大な過失により生じた場合は、１０年間とする。

⑫ ．建築竣工引渡後１年が経過した時点において監督員立会いのもとで１年検査を行い、工事不良の為生じたと認められる損害等についても、係員の指示に従い改修しなければならない。尚、その費用については請負者の負担とする。

⑬ ．「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、ＣＯＲＩＮＳ（工事実施情報サービス）への登録を原則とする。

⑭ ．設計図書に記載がなく、工事上必要な仮設・撤去・移設・養生等が発生した場合は、監督員の指示もと速やかに対処すること。その費用については、請負者の負担とする。

設計変更

⑮ ．建築主の希望、その他により設計変更が生じる時は、原則として当該工事の見積書を予め提出し、承認を受けた後変更工事に着手する。尚この場合の見積単価については契約時のものとする。但し、本工事施工において工術上必要な微細なる工事変更については、監督員の指示に従い受注者の工事費負担により施工する。

既設工事注記事項

⑯ ．本設計図書は、既存建物の新築時に於ける設計図に基づいて作成されている。
従って新築時の納まり、取合い等による変更、又は竣工後に行われた増改築及び設備の増設等により、既存の状態既存図面との間に差異が生じ、本設計図書によることが困難な場合は、監督員と協議の上、その指示に従う。
撤去工事に於いて、事前に工事前施工調査を行い既設設備の状況を把握した上で施工するものとする。
図面明記無き場合でも改修工事に於いて不要となる機器は監督員と協議の上、原則撤去処分とする。

工事中の既設設備

⑰ ．図面上、配管類の施工表記の部分も調査の上、隠蔽配管施工が可能な場合は隠蔽配管施工とする。
工事範囲外及び未工事範囲は工事期間内も使用する為、機器及び配線撤去の際には事前に施工前調査で既設ルート等の調査を行い、工事範囲外及び未工事範囲の設備への影響の有無を確認すること。
既設設備に影響が有る場合は監督員と協議の上、ルート迂回、仮設備等の必要な工事を行うこと。

4）提出書類

本工事に提出する書類は、高山市建築住宅課工事関連書類による他、監督員の指示による。

3．工事項目

各設備共通

概　要　：　南部グラウンド改修工事

（１）給水設備

方　式　：　既設給水管に接続し、最寄り道路脇の量水器より水道直圧方式の系統にて各必要箇所へ供給する。
管　類　：　給水用高密度ポリエチレン管　ＰＷＡ－００５（地中埋設）
埋設仕様　：　ＧＬ－６００以上．　保護砂０．１m^3 ／m以上

（２）排水通気設備

方　式　：　建物内分流式とし、既設配管へ接続する。
管　類　：　ＪＩＳ　Ｋ　６７４１　ＶＰ（地中配管）
埋設仕様　：　保護砂０．１６m^3 ／m以上
ユニットトイレの仕様に準ずるものとし、位置及び仕様は図示による。

（３）衛生器具設備

仕　様　：　原則として寒冷地仕様とし、適切に水抜き可能な構造とする。但し対応不可な器具は一般地仕様とする。

（４）換気設備

機　器　：　図中品番は参考とし、承認図、施工図を提出・承諾を受け、堅固に取付ける。
方　式　：　第三種換気方式による機械排気、自然給気とする。
管　類　：　ＪＩＳ　Ｇ　３３０２　スパイラルダクト　溶融亜鉛メッキ鋼板
機　器　：　図中品番は参考とし、承認図提出・承諾を受ける。
仕　様　：　ユニットトイレの仕様に準ずるものとし、位置及び仕様は図示による。

（５）消火設備

方　式　：

4．保温

保温工事は下記を適用する。　Ａ：ロックウール　Ｂ：グラスウール　Ｃ：耐熱ポリエチレンフォーム

	１５Ａ－８０Ａ	１００Ａ－１５０Ａ		備考
給水管	２０	２５	Ａ・Ⓑ・Ｃ	
排水管	２０	２５	Ａ・Ｂ・Ｃ	ピット,機械室での保温は適用しない
給湯管	２０	２５	Ａ・Ｂ・Ｃ	Ｃは地中埋設　Ｂは隠蔽部の場合
消火管	２０	２５	Ａ・Ｂ・Ｃ	
換気ダクト	外壁より１ｍ　隠蔽	２５	Ａ・Ⓑ・Ｃ	消音内貼りは、Ｂ：ｶﾞﾗｽｸﾛｽとする。

※ 明記なき保温外装は、共通仕様書を適用する。

塗装工事は下記を適用する。

・ 黒管及び継手ー調合ペイント（下塗：２・中塗：１・上塗：１）〔下塗は、さび止めペイント〕

・ 白管及び継手ー調合ペイント（下塗：１・中塗：１・上塗：１）〔下塗は、さび止めペイント〕

※ 明記なきは、共通仕様書を適用する。

5．その他

屋外及びピットで使用する鋼材等は、（　・溶融亜鉛めっき仕上げ　⊙ ステンレス鋼材　）とする。

6．追記事項

１．土間下地中埋設配管はすべて防食加工された支持金物にて土間配筋より支持すること。

２．地中埋設・コンクリート内・ブロック内に施工される鋼管類（外面被覆管を除く）は防食用ビニルテープ１／２重ね２回巻きとする。

３．図中明記なき箇所で凍結の恐れがあると思われる箇所には凍結防止措置を行う事。

7．高山市特記事項

１．下請契約及び使用資材について
本工事において、下請契約を締結する場合には、「高山市公契約条例」（平成30年4月1日施行）に基づき、高山市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。
下請け業者の選定に当たっては高山市入札参加資格停止の処置がされていないこと。
調達する工事材料は高山市内での生産品（高山市内での生産のないものにあっては岐阜県産）を選定するよう努めること。

２．実施状況の提出について
受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

３．工事着手前協議について
１）本工事の受注者は、契約後１～２週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行うこと。
２）協議にあたっては、別に定める「施工打ち合わせ記録簿」に協議事項を記入し、打ち合わせに持参すること。
なお、協議日の設定については、受注者側が事前に監督員と連絡をとり設定しておくこと。
３）協議にあたって、発注者側は監督員及び係長又は課長、受注者側は現場代理人及び主任技術者が出席するものとする。
４）協議時、「施工打ち合わせ記録簿」の回答（その他）欄は監督員が記入し、最後に確認を行い監督員・係長又は課長の確認印を押印し、写しを現場代理人（主任技術者）が受け取ること。

４．電子メールの利用
本工事の施工中における受発注者間の情報共有は、電子メールを利用すること。運用にあたっては「電子メールを活用した情報共有における運用指針」よる他、工事着手前協議時に監督員と協議の上、決定するものとする。

６．ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について
１）ディーゼルエンジンを動力とする車両には、ＪＩＳ規格の軽油を使用すること。
２）ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には、協力すること。

７．工事書類の簡素化について
１）書類に重複がないよう、適切な簡素化に努めること。

８．施工中の安全確保
１）「建築基準法」「労働安全衛生法」その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」に従うとともに「建築工事安全施工技術基準指針」を参考に施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
２）安全委員会の組織を構成するとともに、「日常活動（安全朝礼・ミーティング・ＫＹ活動・工事打合せ等）」及び「月例行事（安全パトロール・安全協議会・安全大会等）」の実施と記録を行うこと。

【凡　例】

記号	名称	備考
	給水管	（屋内一般・機械室・便所）：水道用ポリライニング鋼管（JWWAK-116･PB）
	給水管	（屋外埋設）：水道用高密度ポリエチレン管（ＰＷＡ－００５～００７）
	排水管	（屋内一般・ピット内・便所）：硬質ポリ塩化ビニル管（JIS-K-6741･VP）
	排水管	（屋外埋設）：硬質ポリ塩化ビニル管（JIS-K-6741･VP）
	通気管	（屋内一般・機械室・便所）：硬質ポリ塩化ビニル管（JIS-K-6741･VP）
	単水栓	
	洗浄弁	
	不凍水栓柱	
	弁　類（給水用）	
	フレキシブル継手	ステンレス製ベローズ形
	防振継手	ゴム製　球形
	通気口	ＶＣ
	床上掃除口	ＣＯＡ
	床排水口	Ｄ
	小口径塩ビ製桝	
	コンクリート製汚水桝	

工事名	南部グラウンド改修工事		
図名	機械設備工事特記仕様書		
縮尺	―	番号	25 枚の内　M-01 号
設計年月日	令和７年９月		
設計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　山　市

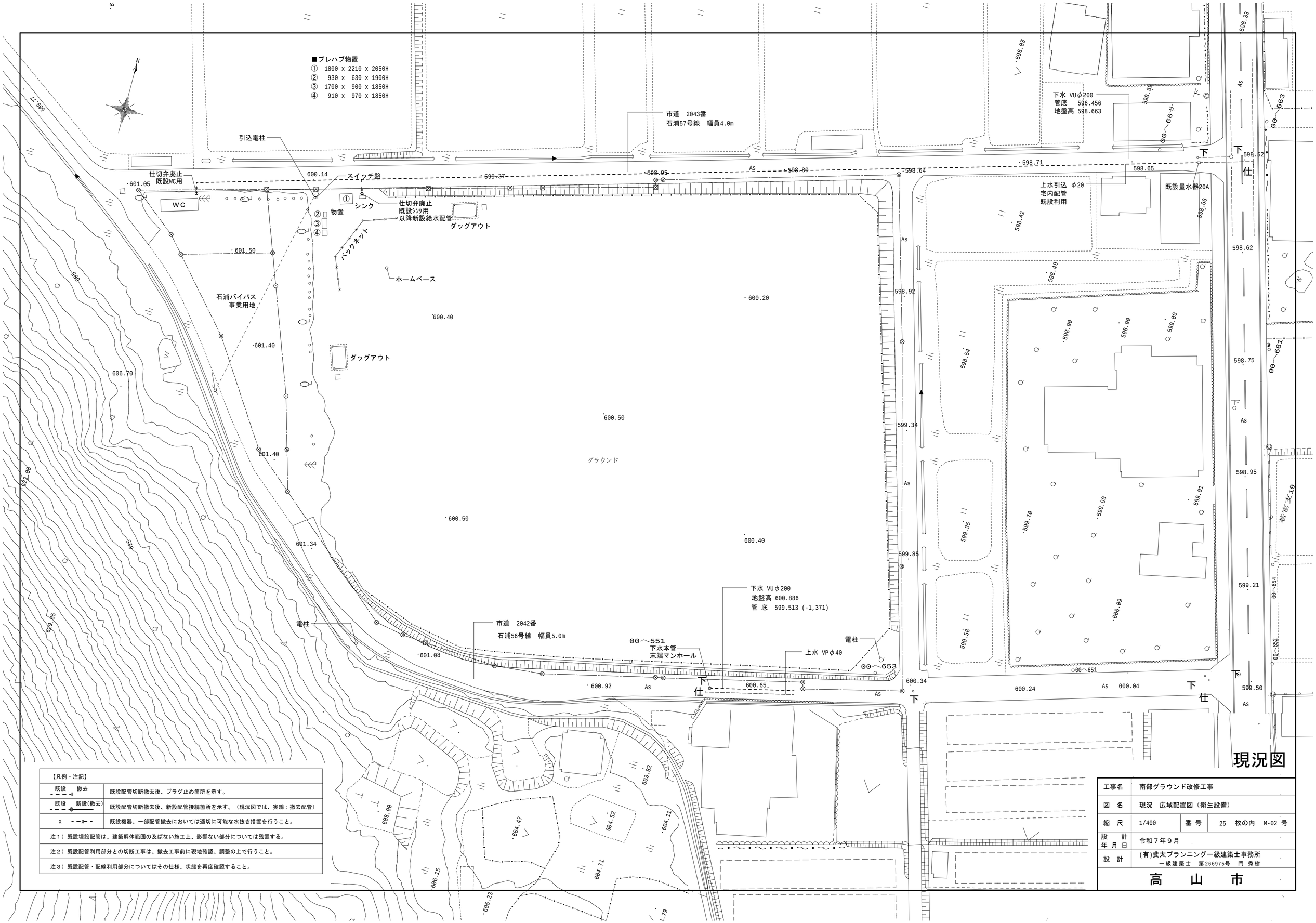

【凡例・注記】	
既設 撤去	既設配管切断撤去後、プラグ止め箇所を示す。
既設 新設(撤去)	既設配管切断撤去後、新設配管接続箇所を示す。（現況図では、実線：撤去配管）
X	既設機器、一部配管撤去においては適切に可能な水抜き措置を行うこと。
注１）既設埋設配管は、建築解体範囲の及ばない施工上、影響ない部分については残置する。	
注２）既設配管利用部分との切断工事は、撤去工事前に現地確認、調整の上で行うこと。	
注３）既設配管・配線利用部分についてはその仕様、状態を再度確認すること。	

現況図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図 名	現況 広域配置図（衛生設備）		
縮 尺	1/400	番 号	25 枚の内 M-02 号
設 計 年 月 日	令和７年９月		
設 計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士 第266975号 門 秀樹		

高 山 市

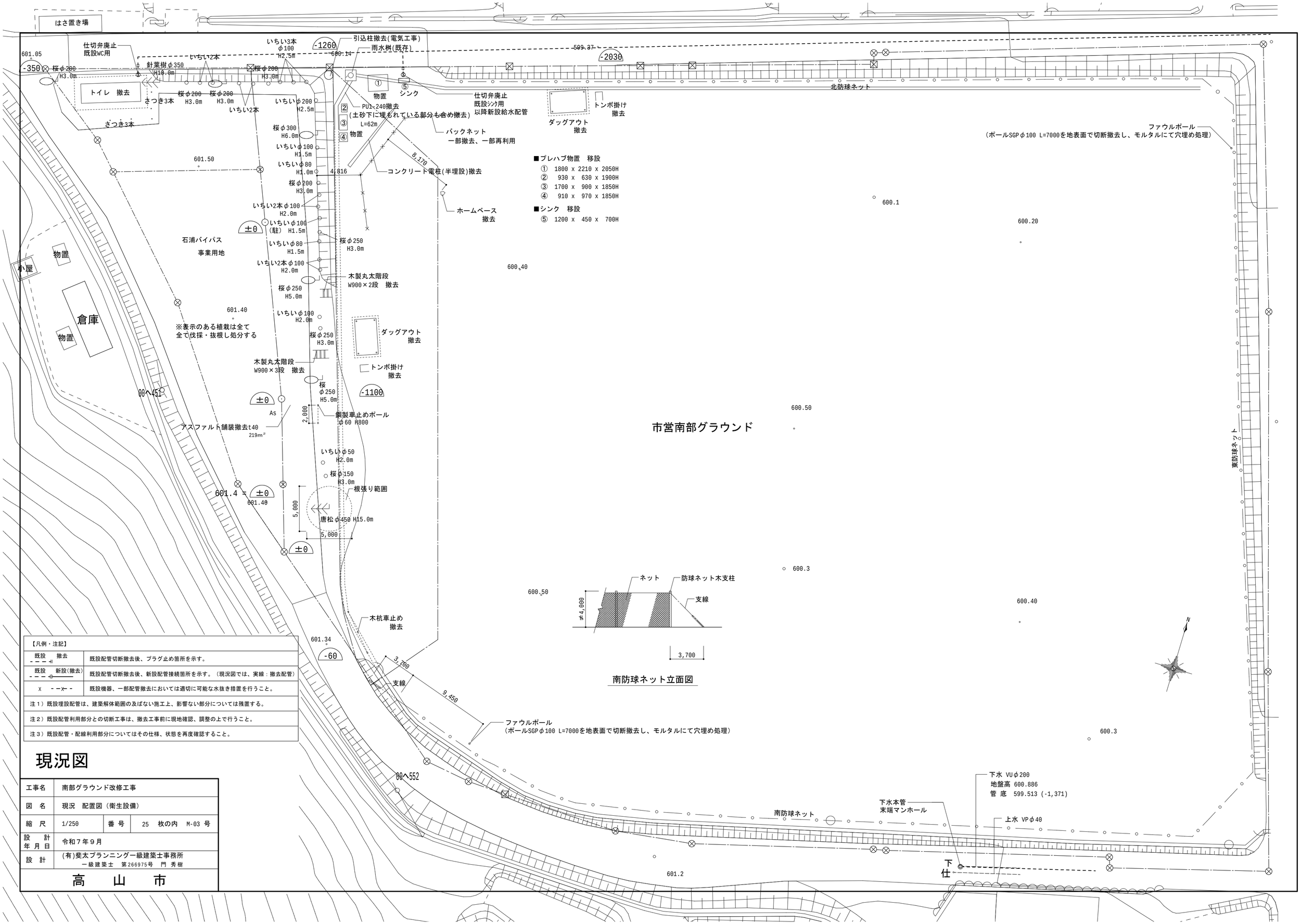

【凡例・注記】	
既設　撤去	既設配管切断撤去後、プラグ止め箇所を示す。
既設　新設(撤去)	既設配管切断撤去後、新設配管接続箇所を示す。（現況図では、実線：撤去配管）
X	既設機器、一部配管撤去においては適切に可能な水抜き措置を行うこと。
注１）既設埋設配管は、建築解体範囲の及ばない施工上、影響ない部分については残置する。	
注２）既設配管利用部分との切断工事は、撤去工事前に現地確認、調整の上で行うこと。	
注３）既設配管・配線利用部分についてはその仕様、状態を再度確認すること。	

現況図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	現況　配置図（衛生設備）		
縮　尺	1/250	番 号	25　枚の内　M-03 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		
高　山　市			

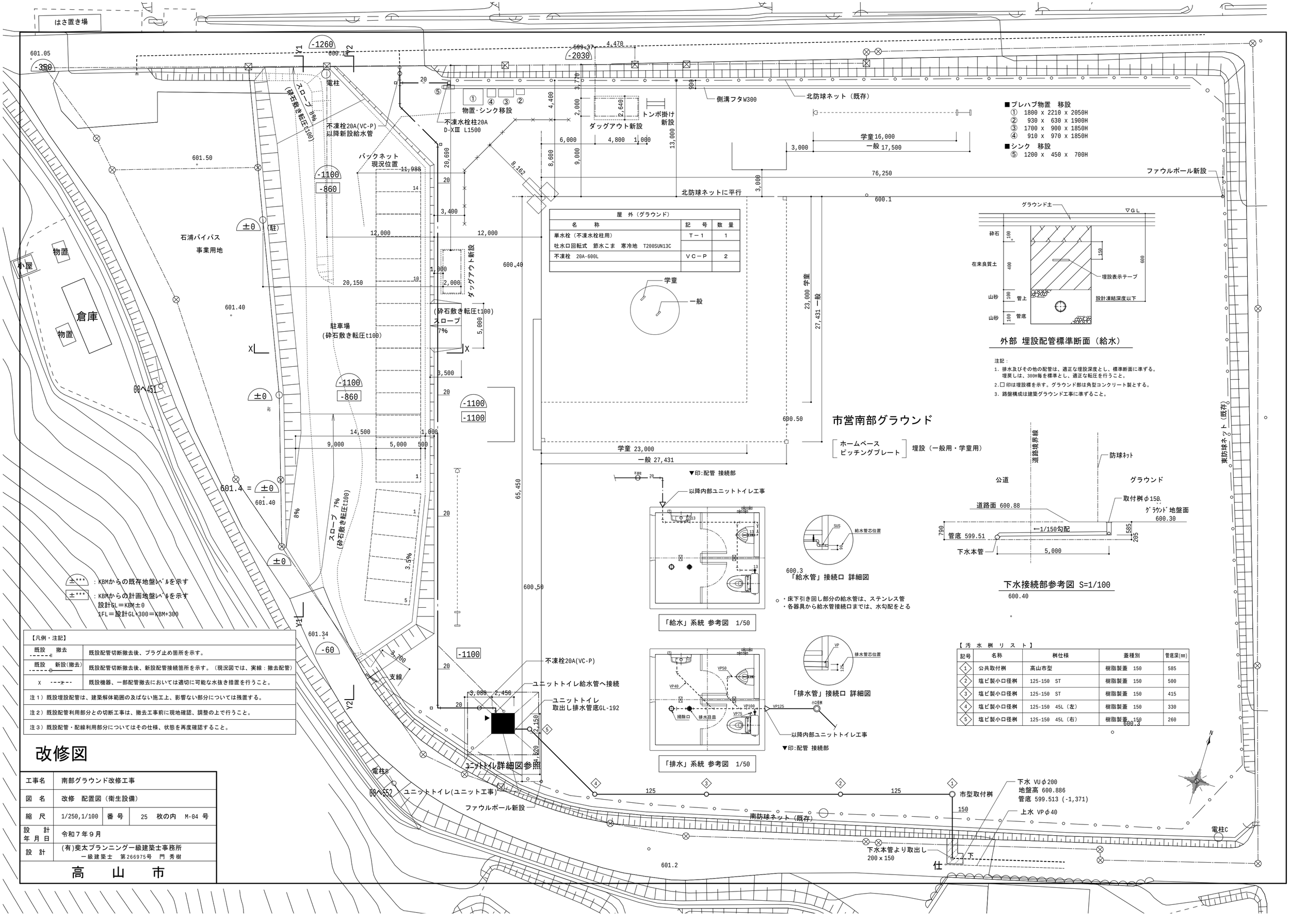

■プレハブ物置　移設
① 1800 x 2210 x 2050H
② 930 x 630 x 1900H
③ 1700 x 900 x 1850H
④ 910 x 970 x 1850H
■シンク　移設
⑤ 1200 x 450 x 700H

屋　外（グラウンド）		
名　　称	記　号	数　量
単水栓（不凍水栓柱用）	T－1	1
吐水口回転式　節水こま　寒冷地　T200SUN13C		
不凍栓　20A-600L	VC－P	2

外部 埋設配管標準断面（給水）

注記：
1. 排水及びその他の配管は、適正な埋設深度とし、標準断面に準ずる。
埋戻しは、300H毎を標準とし、適正な転圧を行うこと。
2. □印は埋設標を示す。グラウンド部は角型コンクリート製とする。
3. 路盤構成は建築グラウンド工事に準ずること。

市営南部グラウンド

ホームベース
ピッチングプレート
埋設（一般用・学童用）

▼印:配管 接続部

以降内部ユニットトイレ工事

「給水」系統 参考図 1/50

「給水管」接続口 詳細図

・床下引き回し部分の給水管は、ステンレス管
・各器具から給水管接続口までは、水勾配をとる

「排水」系統 参考図 1/50

「排水管」接続口 詳細図

▼印:配管 接続部

下水接続部参考図 S=1/100

【凡例・注記】	
既設　撤去	既設配管切断撤去後、プラグ止め箇所を示す。
既設　新設(撤去)	既設配管切断撤去後、新設配管接続箇所を示す。（現況図では、実線：撤去配管）
X	既設機器、一部配管撤去においては適切に可能な水抜き措置を行うこと。
注１）既設埋設配管は、建築解体範囲の及ばない施工上、影響ない部分については残置する。	
注２）既設配管利用部分との切断工事は、撤去工事前に現地確認、調整の上で行うこと。	
注３）既設配管・配線利用部分についてはその仕様、状態を再度確認すること。	

【汚　水　桝　リ　ス　ト】

記号	名称	桝仕様	蓋種別	管底深(mm)
1	公共取付桝	高山市型	樹脂製蓋　150	585
2	塩ビ製小口径桝	125-150　ST	樹脂製蓋　150	500
3	塩ビ製小口径桝	125-150　ST	樹脂製蓋　150	415
4	塩ビ製小口径桝	125-150　45L（左）	樹脂製蓋　150	330
5	塩ビ製小口径桝	125-150　45L（右）	樹脂製蓋　150	260

改修図

工事名	南部グラウンド改修工事		
図　名	改修　配置図（衛生設備）		
縮　尺	1/250,1/100	番　号	25　枚の内　M-04 号
設　計 年 月 日	令和７年９月		
設　計	(有)斐太プランニング一級建築士事務所 一級建築士　第266975号　門 秀樹		

高　山　市